《論文》

初代駐仏公使鮫島尚信の右大臣岩倉具視宛書 簡について(上)

松田 清

はじめに

鮫島尚信 (1845~1880) は日本最初の欧州駐在外交官だった。英仏独露など ヨーロッパ全域を管轄する外交官として、鮫島は岩倉使節団訪欧の準備、訪欧 中の外交実務に寝食を忘れるほど奔走した⁽¹⁾。使節団の帰国後、駐仏公使鮫島 が明治7 (1874) 年11月20日に、パリから東京の右大臣岩倉具視 (1825~ 1883) あてに発送した書簡が、京都府立京都学・歴彩館寄託山本読書室資料の 岩倉具視関係明治維新史料から見つかった。

書簡は病気療養のため帰国を認められた鮫島がパリを立つ日、前年の1873年 (明治6)11月21日に書かれたもので、同年9月13日に横浜に帰着した岩倉具 視が9月19日付で鮫島に送った書簡に対する返書である。この私信が発送まで 1年を要した理由は未詳であるが、内容は次の4件にわたる。

- ①ベルリン公使の任命赴任を巡る問題
- ②イタリア国王・ドイツ皇帝の動静
- ③ローマ教皇・ドイツ皇帝往復書簡
- ④フランス王党派による王政復古の挫折とマクマオン大統領の任期問題 すなわち、岩倉の9月19日付書簡を受けた鮫島の要望(①)、および、岩倉 がマルセーユから帰国の途についた1873年7月頃から11月中頃にかけての欧州

政治情勢の報告(②③④)からなる。

これら4テーマはいずれも、時期的に当然ながら、岩倉使節団の帰国後に編纂された久米邦武編『米欧回覧実記』(太政官、明治11年10月刊、「例言」明治9年1月)には、記載のない事柄である⁽²⁾。しかも、書簡は書かれてから1年後に発送され、おそらく明治8年(1875)1月末頃、岩倉の手許に届いたと推

(57)

定される。外務省の外交実務、外交文書管理については、やっと明治8年1月 14日に外務省公信局が設置され、その整備が緒についた頃である。

日本の政界では、ちょうど岩倉使節団の副使だった大久保利通と木戸孝允、および前年から自由民権運動の指導者となった板垣退助が大阪会議(1月22日、29日、2月11日)において、将来的な立憲政体確立の方向性で一応の合意に達した時期に重なる。

この岩倉宛鮫島書簡の4テーマのうち、もっとも重要なものは、ローマ教皇・ドイツ皇帝往復書簡、すなわち、教皇ピウス9世のヴィルヘルム1世宛書簡(1873年8月7日付)と皇帝の教皇宛返信(1873年9月3日付)である。鮫島はこの往復書簡をフランス語訳から重訳し、添付資料として同封している。ビスマルク(Otto von Bismarck, 1815~1898)のカトリック弾圧(文化闘争)に関する基本史料の翻訳としては日本で最初と思われる。鮫島のキリスト教理解を知る貴重な資料であるばかりでなく、中村敬宇や森有礼などキリスト教国教化を唱えたプロテスタント系啓蒙知識人の「信教の自由」論(3)、岩倉使節団の滞欧中、木戸孝允と緊密に連携して宗教視察を行った真宗僧島地黙雷の「信教の自由」論とともに、明治初期の「信教の自由」問題にかかわる新史料として注目される。

明治初期の「信教の自由」問題は維新政府が幕府の禁教政策を継承して断行した浦上キリシタン3000余名の流配(慶応4年5月に津和野藩などへ114名、明治2年12月に19藩へ2810名)によって国際問題化した。流配は欧米キリスト教国の公使の抗議を招き、岩倉使節団は欧米歴訪中、各国政府との交渉の場でキリスト教解禁を迫られ、キリスト教団体からは禁教令の廃止と「信教の自由」公認の請願を受けた。

しかし、この問題について岩倉使節団幹部の間では、伊藤博文の解禁論、岩 倉具視・木戸孝允の禁教維持論など、意見の相違があった⁽⁴⁾。岩倉は外国首脳 との交渉において、常に慎重に確約を避け、一貫して将来の問題として取り組 む姿勢⁽⁵⁾を維持した。

岩倉は明治2年12月、浦上キリシタン流配問題で、英仏米独の列国公使と談判した際、流配は死罪に代わる寛大な政治的措置である、天照大神の子孫である天皇の権威を基礎とする王政復古によって生まれた政府としては、一般国民にキリスト教信奉を許可することは深刻な国内亀裂を招くので絶対に認められ

189 (58)

ない、と返答していた⁽⁶⁾。また遺米欧使節として出発間近の1871年12月11日(明治4年10月29日)英国代理公使アダムスと行った会見で、岩倉は「キリスト教の信仰の自由は現時点の日本では認められないと断言」し、その理由として、日本国民が天皇の神性を信ずることは絶対に必要であること、キリスト教信仰の自由を布告すれば、多数の国内不平分子(会津や桑名の旧幕復活支持者や漢学者・国学者など)に政府打倒の機会を与えること、を率直に述べ、本国政府にこの国内事情を「極秘条項として扱うべき旨をお願いしてほしい」と要請していた⁽⁷⁾。

岩倉使節団の外遊中に留守政府が実施した「信教の自由」問題にかかわる重要な施策として、

浦上キリシタン改宗者の帰郷・本籍復帰(明治5年2月7日、太政官布告)

教部省設置(明治5年3月)·同省教導職設置(同年4月)·同省大教院設置(同年9月)

キリシタン禁制の高札撤去 (明治6年2月27日、太政官布告)

浦上キリシタン非改宗者の帰郷・本籍復帰(明治6年3月14日)

がある。高札撤去は当時のキリスト教諸国の政府および教会関係者から、浦上 キリシタンの帰郷・本籍復帰と同様に、キリスト教解禁と解釈されたが、法令 公布方式の転換であって、撤去にかかわらず禁教政策は継続された⁽⁸⁾。高札撤 去にいたる過程での岩倉使節団の影響、とりわけ解禁論を主張した伊藤博文の 影響は認められない⁽⁹⁾。

また、教部省教導職および大教院の設置目的は、神道・仏教による国民教化をはかり、キリスト教を防止することにあったが、大教院は神道中心に傾いた。岩倉使節団在欧中に起きたこの教部省の変質に対して反発したのが、英独仏で木戸孝允と緊密に連携しながら宗教調査に従事していた周防出身の真宗僧島地黙雷であった。島地は「信教の自由」論をもとに、大教院解体運動を開始した。

岩倉使節団帰国後も、キリスト教禁制は維持され、明治8年(1875)までキリスト教取締事件が続発した⁽¹⁰⁾。「信教の自由」は、明治8年11月27日の教部省口達書⁽¹¹⁾により、神仏各宗に対してのみ、宗教行政上の「信教ノ自由」の「保護」が保証された。

(59)

岩倉使節団と「信教の自由」の関係問題を考える場合、浦上キリシタン流配事件が欧米キリスト教社会に与えた影響とともに、使節団在欧中、欧米世界でまさに「信教の自由」が国際問題となっていたビスマルクのカトリック弾圧(文化闘争)について、使節団がどのような認識をもっていたか、を改めて検討してみる必要がある。

鮫島尚信による教皇・ドイツ皇帝往復書簡の翻訳が明治8年以降、いかなる 影響を及ぼしたのか。この点の検証は今後の課題としたい。

本稿では、第一に、鮫島書簡の書誌的考察と読解を行い(第1章~第12章)、第二に、ビスマルクのカトリック弾圧(文化闘争)に関わるローマ教皇・ドイツ皇帝往復書簡に注目して、岩倉使節団と真宗僧島地黙雷における国家と宗教の問題、とりわけ「信教の自由」の問題を考察する(第13章~第16章)。

- 1. 発見にいたる経緯
- 2. 書簡の書誌
- 3. 書簡本文の翻刻と現代語訳
- 4. 書簡本文の解説(1)―ベルリン公使の任命赴任を巡る問題―
- 5. 書簡本文の解説(2)—イタリア国王・ドイツ皇帝の動静—
- 6. 書簡本文の解説(3)―ローマ教皇・ドイツ皇帝往復書簡―
- 7 書簡本文の解説(4)—王政復古の挫折とマクマオン大統領の任期問題—
- 8. ローマ教皇・ドイツ皇帝往復書簡鮫島訳の翻刻
- 9. ローマ教皇・ドイツ皇帝往復書簡の原典
- 10. ローマ教皇・ドイツ皇帝往復書簡のフランス語訳
- 11. 教皇書簡鮫島訳の検討

「以下、本稿(下)に掲載]

- 12. 皇帝書簡鮫島訳の検討
- 13. ビスマルクの文化闘争と岩倉使節団
- 14. ドイツ福音同盟会と岩倉使節団
- 15. 真宗僧島地黙雷のビスマルク観
- 16. フェヌロンの信教自由論

187 (6o)

1. 発見にいたる経緯

2012年6月30日、山本読書室旧跡土蔵(京都市下京区油小路五条上ル)を調査中、慶応3年12月以来岩倉具視の秘書を長年つとめた山本復一が晩年、明治41~42年頃に整理した状態のままの明治維新史料が大量にみつかった⁽¹²⁾。そのなかに復一の長男黙夫が旅行用トランク中に納めて別置した資料群があった。「(岩倉具視あて)諸家書状」「岩公書状短文之分」など大括りに分類されていた。これを「山本黙夫旧蔵明治期文書類」(山本読書室資料2279番)として仮目録に記載し、明細作成は後日に期した。

その後、長年、読書室資料再調査の機会を得られなかったが、2021年2月、寄託先の京都府立京都学・歴彩館において、山本読書室資料の年度内公開の準備が大詰めを迎える中、許可を得て、同月25日26日の両日、懸案の上記「山本黙夫旧蔵明治期文書類」の明細目録作成のため、集中的に調査を行った。その結果、この一括資料は、復一が『岩倉公実記』編纂のために収集した資料のうち、明治25年に京都移住の際に持ち帰ったものを、明治41~42年頃に、国事関係分と国事無関係分に区分した際、国事無関係分として別置したものであることが分かった。

国事関係分は山本復一が「維新史料」と名付けたもので、山本読書室資料 2382~2385に該当する。和宮降嫁之件書状 (2384)、岩倉具視の北山幽居中書 牘 (2382-1)をはじめ、幕末戊辰戦争期の要人の自筆書簡および記録類、計87 点からなる。復一が成巻し、説明を書き入れたものが45巻、他は未成巻のままになっている。復一の没後、黙夫は未成巻分も含めた「明治維新史料目録」を作成し、国事無関係分とともに、同じトランクのなかに納めている。

この国事無関係分に含まれる岩倉具視宛て書簡34通は、その伝存状態から、明治末年から今日まで一度も公開されないまま、今日に伝わったものと判断される。その書簡34通の中から、標記の右大臣岩倉具視あて初代駐仏公使鮫島尚信書簡が発見された。

(61)

2. 書簡の書誌

書簡(山本読書室資料2279.10.30.)は本文(青罫紙 2 枚)と、添付資料(青 罫紙 6 葉袋綴じ1 綴、鋲止め)からなる。それぞれ折り畳み、重ねて洋封筒に 入れられている。

①洋封筒

洋紙製の長形封筒 (縦229mm、横88mm) は表に「日本東京/右大臣岩倉具視 公鮫島尚信/仏国巴里在勤/乞直展」(鮫島尚信直筆)と墨書する (図1)。

洋封筒に消印等はなく、郵送用の外封筒は失われたものと思われる。

封筒の裏面(図2)には、右脇に「七年/十一月廿日発巴里」と墨書し、封 蝋(二筒所)を用いている。



図1 封筒 表面



図 2 封筒 裏面

裏面をよくみると、左半分を上前に糊付けし、天地両方の三角形のフラップは糊付けしたあと、上下両方ともフラップの頭部分を封蝋で綴じている。封蝋(約25mm×28mm)の中央には円形の印が捺されているが、印文は認められない。開封は底を切っている。

185 (62)

②書簡本文

雁皮紙製の縦青罫紙(柱に青色魚尾、毎半葉10行) 2 枚に墨書。罫紙の寸法は縦243mm、横271mm。 匡郭の寸法は、縦166mm、横271mm。



図3 書簡 2枚目

図4 書簡 1枚目

③添付資料

1 綴じ。縦273mm、横193mm。6葉。右袋綴じ。2ヶ所で鋲止め。鋲は真鍮製。柱に「日本公使館」と印刷された青罫紙(雁皮紙、無魚尾、毎半葉8行)を使用し、漢文脈の訳文を楷書体の漢字カナ交じり文で墨書する。

上述のローマ教皇・ドイツ皇帝往復書簡、すなわち、ローマ教皇ピウス9世 (Pius IX., 1792~1878) のドイツ国王ヴィルヘルム1世 (Wilhelm I., 1797~



図 5 国王書簡訳 冒頭



図 6 教皇書簡訳 冒頭

1888) あて書簡 (1873年8月7日付) とヴィルヘルム1世の返書 (1873年9月3日付) を鮫島尚信がみずからフランス語訳から重訳し、岩倉具視宛書簡に添付したものである。

3. 書簡本文の翻刻と現代語訳

書簡本文の翻刻と現代語訳を掲げる。翻刻に当たって、原文の改行は示さず、通行の字体に直して読点を付した。現代語訳には〔〕内に補注を加えた。 書簡本文の解説は書簡のテーマ毎に章を立てて行うことにする。

【翻刻】

謹呈、九月十九日之尊書過刻相達、拝誦仕候処、同月十三日横港御安着之段、為邦家奉賀、且者御着雖御紛、恬然是御配慮之段、遥二御察申上候、爾後御持病如何被為在候哉、猶御愛護為国家奉祈念、陳者青木云々之義者委曲不知仕候、然而者伯林在留公使別々派出相成候歟、又ハ当分之内青木交代之者一名被差遣候歟、両様之内至急御選相成候様仕度候、

- 一御発欧後、別ニ異変之義も無御座候、当九月伊太利王、墺地利・独乙に旅行、凡一週間位宛滞留帰国相成、尋而独乙帝博覧場見物旁墺都に被相越申候、未右旅行之趣意者相分り不申候得共、互に懇親を表シ被成候而別ニ 蜜 約等有之か掻様ニ者被察不申候、
- 一別紙独乙帝、法王と教宗之義ニ付往復書、挙欧注目致候義ニ付差上申候、然 者、過便外務省え相廻し置申候得共、未御覧不相成候哉も難計候ニ付、猶差 上申候、右独乙帝之此翰ニ而法王之勢も弥衰へ候姿ニ御座候、
- 一当国之近況表面上二者平穏之姿二御座候得共、当夏二成、王党派旧国王之孫 コントドシヤムボールを立、人も頗ル周旋致し、一時者其勢二立至り候処、 種々故障相起り、且右シヤムボール天然仏国之王孫タルヲ主張シ、国民之意 二随ヒ王と成ルヲ不欲、終其侭ニ相成申候、爾後当大統領。(。マクマホン) 在職年限之義ニ付、過日来、議院中議論紛々之処、一昨十九日之会議ニ而、 是より七ヶ年間此侭在職之事ニ相決申候、然処諸省庁中人望ニ背き候者数名 有之、不日以一日辞職致候、掻様ニ被察不申候、右者御起居伺旁如此御座 候、

183 (64)

恐々謹言

鮫島尚信拝

岩倉公閣下

再伸 別文匆々認、文字転倒、 呉 謬又多兆、未誦極不少有之候、

【現代語訳】

謹呈 〔明治六年〕九月十九日の貴簡が先頃到着し、拝誦致しましたところ、同月十三日横浜港に御安着されましたこと、我が国のためにお慶び申し上げます。また、ご到着後の慌ただしさにもかかわらず平然とされ、このように御配慮を賜り、遥かにご拝察申し上げます。その後、ご持病はいかがでございましょうか。なお御自愛なされますよう国家のために祈念いたします。さて、青木〔周蔵〕云々のことは詳しくは存じません。しかしながら、ベルリン駐在公使は別々に〔欧州内から〕派出となりますか、または当分のあいだ青木の交代の者を〔日本から〕派遣なさいますか。二つの内〔いずれか〕、至急お選びなされますようお願いします。

- 一 欧州をお発ちになられてから、別に異変はございません。この九月、イタリア国王 [ヴィットリオ・エマヌエーレ] はオーストリアとドイツに旅行、およそ一週間ずつ滞在して帰国。ついでドイツ皇帝 [ヴィルヘルム1世] が万博会場見学のかたわら首都 [ウィーン] に出掛けました。この旅行の趣旨は分かりませんが、「墺独両皇帝は〕互いに懇親の言葉を交わされました。しかし別に密約などがあったか、そのようには推察できません。
- 一 別紙、ドイツ皇帝と教皇が宗教問題で交わした往復書簡は、全欧注目のことですので、差し上げます。ですから、先頃の便で外務省へ〔公信として〕送付しておきましたが、まだ御覧になっておられないか、それも計りかねますので、なお差し上げます。右のドイツ皇帝のこの書簡によって、教皇の勢いもいよいよ衰えてきた様子がよく分かります。
- 一 当国〔フランス〕の近況は表面上、平穏のように見えますが、この夏になって、王党派は、旧国王〔シャルル十世〕の孫にあたるシャンボール伯爵を押し立て、取り巻きも大いに世話を焼いたので、一時はその勢いを増すに至りましたが、種々故障が重なり、またシャンボールは生まれながらにしてフランス国王の子孫であると主張して、国民の意によって国王となることを望まな

(65) 182

かったので、ついにそのままになってしまいました。こののち今の大統領マクマオンは在職年限の問題で、過日から議会が大紛糾。一昨日十九日の議会で、今後七年間このまま在職と決まりました。ところが諸省庁のなかから〔醜聞で〕人望を喪う者が数名出たため、まもなく、ある日をもって辞職してしまいました。そのようには推察できないことでした。以上、ご機嫌伺いかたがた、申し上げた次第です

恐々謹言

酉十一月廿一日

鮫島尚信拝

岩倉公閣下

再伸 別文は匆々に認めましたので、文字が転倒し、誤謬もまた大変 多く、まだ読み切れていないところが少なからずございます。

4. 書簡本文の解説(1) 一ベルリン公使の任命赴任を巡る問題一

【書簡原文①】

謹呈、九月十九日之尊書過刻相達、拝誦仕候処、同月十三日横港御安着之段、 為邦家奉賀、且者御着雖御紛、恬然是御配慮之段、遥二御察申上候、爾後御持 病如何被為在候哉、猶御愛護為国家奉祈念、陳者青木云々之義者委曲不知仕 候、然而者伯林在留公使別々派出相成候歟、又ハ当分之内青木交代之者一名被 差遺候歟、両様之内至急御選相成候様仕度候、

鮫島尚信と青木周蔵

欧州最初の常駐特命全権公使としてパリに駐在し、独仏兼任であった鮫島は、この書簡において、前年に開設に尽力したベルリン公使館への公使赴任について、在欧外交官の派出、日本からの派遣のいずれによるか、岩倉の指示を仰いでいる。

鮫島尚信は薩摩藩官費留学生として1865年ロンドン大学に留学後、アメリカにわたりキリスト教社会改良主義者トーマス・レイク・ハリス(Thomas Lake Harris)のもとで、留学生仲間の森有礼とともに、宗教的コロニー生活を経験。ハリスの指示で慶応 4 年(1868) 6 月に帰国した。二人はただちに京

181 (66)

都に向かい、新政府議定の岩倉具視に会い、7月25日、太政官で外交・貿易事務を管掌する外国官権判事に、ともに任命された。鮫島の岩倉具視との出会いはこの時にさかのぼる⁽¹³⁾。

右大臣岩倉具視は明治4年(1871)11月出国から明治6年9月13日帰国まで、条約改正延期の予備交渉と欧米文明の制度文物調査のため、特命全権大使として米欧12カ国を回覧した。副使の木戸孝允(参議)・大久保利通(大蔵卿)・伊藤博文(工部大輔)・山口尚芳(外務少輔)ら使節団員45名および随行員・留学生ら、計107名からなるいわゆる岩倉使節団は、参加者が得た実証的な知見と生きた情報を通して、明治国家の形成に計り知れない影響を与えた。

この書簡冒頭で鮫島が気遣っている岩倉の「持病」は病名不詳であるが、ベルリン滞在中に岩倉を診察したドイツ人医師が与えた養生法を、医学留学生佐藤進が「管見」を加えて、マルセーユから帰国の途につく岩倉にベルリンから書き送っている⁽¹⁴⁾。

鮫島は最初の欧州(イギリス・フランス・プロイセン)駐在外交官(少弁務使)として、明治3年(1870)閏10月4日、日本を発った。1871年(明治4年)7月3日、代理公使(chargé d'affaires)の資格でパリに赴任し、仏独の日本在外公館の設置に全力をあげるとともに、岩倉使節団訪欧の準備に多忙を極めた。鮫島はドイツ特命全権公使がベルリンに赴任するまで、独仏兼任で日本政府代表を務めていた。

一方、この書簡に「青木云々之儀」として取り上げられている青木周蔵は、長州藩官費留学生としてベルリンに留学中の、明治6年1月16日、滞欧中の岩倉全権大使の名で、外務一等書記官心得に任じられ、前年に鮫島が開設に苦労したベルリン公使館において、外交官生活のスタートを切っていた。鮫島は同年3月4日付、ドイツ国外務大臣宛外交書簡(15)で、日本政府により青木が在ベルリン日本公使館一等書記官に任命されたことを報告している。留学生青木の外交官現地任用は、岩倉使節団副使木戸孝允の推薦によるものだった。青木は滞欧中の木戸の求めに応じ、キリスト教史、欧米憲法沿革史を講述し、木戸の信頼を得ていたのである。明治7年3月4日帰国後、ドイツ代理公使(6月24日)をへてドイツ特命全権公使(9月3日)となり、10月渡欧した(16)。

(67) 180

青木云々之儀

「青木云々之儀」とは、この書簡冒頭にみえる明治6年9月19日付「尊書」において、岩倉が伝えた青木召還問題を指す。「尊書」の一つ書きの関連部分を現代語訳しよう。

- 一日本政府と在外公使との間で気脈が通じるような方策を相談中なので、 次便で申し伝える、
- 一ロンドンの副島種臣公使にはこの手紙が着く頃には帰国船中であろうから手紙は出さないが、青木については、速やかに召還するように申し立てをしておいた。
- 一(青木からベルリン留学中の)北白川宮の(学資増額の)願い立て⁽¹⁷⁾ があった件は、実現するように手配するつもりである。
- 一青木の所(ベルリン公使館)のことは、貴所(パリ公使館)同様、約定通り、帰国後、その内情を報告してもらうが、しばらくの間、前条の召還が保留中で決定の通知はなく、(こちらから)同人に報知しないので、もし青木に出会うことがあったら、前箇条書きの件々は申し入れせず、よろしく捨て置いて、ご伝言願いたい。
- 一私の横浜帰着のことは早々に電信を送ったので、きっと御承知のことと 思う。

原文は以下の通りである。

- 一日本政府と日本

 方派出外国在留公使気脉相通候義、専示談中に有之候間 是も次便に可申入候、
- 一寺島には此書状着頃は帰国船中に有之候事と存候に付、別段書状不差出 候、青木之義は兎も角も一応速に被召帰様、申立置候事御座候、
- 一北白川宮御願立之義も精々被行候様心配可致存候、
- 一青木之所之処、兼て貴所同様約定有之、帰朝之上は内情申通候様依頼有之候得共、其召返し候義、 且 は前条総而取留め決定申入候廉も無之、 旁 同人江報知不致候間、若御出会候は、前ヶ条書之件々御申入無之、官敷御取捨之上御伝声頼入候、
- 一吾輩横浜着之旨早々電信を以て申入候、定而御承知と存候、(18)

この岩倉の書簡に対して、鮫島は「青木云々之儀」すなわち青木をベルリンから召還する理由はよく知らないと断った上で、青木召還後のベルリン公使任命については、欧州内の交代制にするか、あらたに青木の交代者を日本から派遣するか、二者択一を迫っている。召還理由は岩倉が9月19日の書簡で「日本政府と日本台派出外国在留公使気脉相通候義」と伝えていることから、事情不明であるが、現地任用された青木と外務省(当時の外務卿は副島種臣)の間が気脈の通じる状態になかったことが窺われる。

青木の召還が決まった月日は未詳であるが、鮫島は1873年11月21日付の本書簡を認めた後、12月16日付ドイツ国外務次官フォン・ビュロー男爵宛外交書簡(19)で、自分がベルリンを留守にした際、代理公使を務めた青木書記官が「休暇で帰国する許可を日本国政府から得た」ことを報告した。翌年11月6日付のドイツ国外務大臣フォン・ビュロー宛外交書簡(20)では、ドイツにおける日本政府代表である自分の後継者として、青木周蔵が抜擢されることになった、と非公式に伝え、「この抜擢に閣下は満足なさり、両国間の利害関係は日本国全権公使がベルリンに常駐することによりますます良くなること存じます」と結んでいる。

右大臣岩倉具視に、青木召還後のベルリン公使を、欧州内の交代制にするか、あらたに交代者を日本から派遣するか、二者択一を迫ったこの私信からは、外交書簡には表れない人事をめぐる葛藤が窺われる。鮫島は青木のベルリン公使館再勤を望んでいなかったことが推察される。

5. 書簡本文の解説(2) 一イタリア国王・ドイツ皇帝の動静一

【書簡原文②】

一御発欧後、別二異変之義も無御座候、当九月伊太利王、墺地利・独乙に旅行、凡一週間位宛滞留帰国相成、尋而独乙帝博覧場見物旁墺都に被相越申候、未右旅行之趣意者相分り不申候得共、互に懇親を表シ被成候而別ニ 蜜約等有之か 福様ニ者被察不申候、

岩倉具視の両元首謁見

岩倉はパリ滞在(1872年12月16日~1873年2月17日)後、ベルギー、オラン

(69)

ダをへて、1873年(明治 6) 3 月 9 日ベルリンに到着。同月11日ベルリンの王宮で中弁務使鮫島尚信、通訳の公使館権一等書記官青木周蔵らとともに宰相ビスマルク以下諸将と会見後、ドイツ皇帝ヴィルヘルム 1 世に国書を奉呈した。国書奉呈後、鮫島は岩倉の奏請によって皇帝に謁見を許されたが、皇帝は英語が不得意のため、書記官の栗本貞次郎がフランス語の通訳を務めた⁽²¹⁾。岩倉は 3 月28日ベルリンを発ち、ロシア(セントペートルボルク)、デンマーク(コペンハーゲン)、スウェーデン(ストックホルム)で各国元首に謁見後、ハンブルク、ミュンヘン経由で 5 月 9 日フィレンツェに到着した。

岩倉がローマでイタリア国王ヴィットリオ・エマヌエーレ2世に謁見したのは明治6年5月13日のことだった。5月18日にはローマの外務省で外務大臣ヴィスコンテイ・ヴェノスタと条約改正問題をめぐって会談⁽²²⁾。5月26日ローマを発ち、ヴェネツィア滞在(5月27日~6月2日)後、6月3日ウィーン着。6月6日、9日、14日、16日、17日の5日にわたって博覧会場を見学、この間6月8日に皇帝フランツ・ヨーゼフ1世に謁見して、6月18日ウィーンを出発。スイスをへて、6月20日マルセーユから帰国の途についた。

岩倉使節団の旅程には当初から教皇への謁見は含まれていなかった⁽²³⁾。明 治6年5月18日岩倉との交渉でイタリア外相は養蚕業を中心とする通商問題と 日本内地旅行問題に重点を置き、宗教問題は寛容を求めたに過ぎなかった⁽²⁴⁾。

両元首旅行の国際政治的意味

本書簡で鮫島が「当九月伊太利王、墺地利・独乙に旅行、凡一週間位宛滞留帰国相成、尋而独乙帝博覧場見物旁墺都に被相越申候」と報告するイタリア国王とドイツ皇帝の旅行は、普仏戦争の敗戦国フランスにとっては、独墺伊三国が協調する兆しではないかと疑心暗鬼の生じるものだった。一方、フランスの支援を受けた教皇から教皇領を奪い、教皇をバチカンに押し込めたイタリア王国からみれば、敗戦後のフランス国民議会で多数派となった王党派が画策する王政復古は自国の領土問題にかかわる一大事であり、イタリア国王のウィーン、ベルリン旅行はフランスへの警告の意味を帯びていた。

パリの新聞のなかでも外信報道が充実した『ル・タン』(Le Temps)紙は、イタリア国王の旅行予定を8月末の計画段階から連日のように報道した。 第1報は8月30日掲載「イタリア便り」(Lettres d'Italie)で、「国王の旅行」の

177 (70)

見出しのもとに、国王は政府首脳とともにウィーン、ベルリンに旅行することになった、出発は9月25日頃、と報じた。9月4日の同紙1面はイタリア国王の旅行問題をもっぱら扱い、イタリア国王のウィーン滞在は8日間、9月20日到着予定、という9月2日ウィーン発アヴァス通信の電信を載せ、社説で、国王の旅行の国際政治的意味を次のように解説する。

ヴィクトル・エマニュエルのベルリン旅行は、もちろん、我々の間で進行中の王政復古の試みに対する回答である。アンリ五世〔シャンボール伯爵〕の国王即位は、イタリアとドイツの目には、アルプルスの向こうで確立している領土の現状に対する脅迫を意味する。まさにこの脅迫に抗して、両国は事前に連帯を表明しているのだ。

フランス紙のなかには、王政復古とイタリア国王旅行の関連を、『ル・タン』 紙の社説よりもさらに危機感をもって受け止め、イタリア国王はウィーン万博 見学と見せかけて、実は対仏戦争に備えてオーストリア皇帝に、非常の際の救 援を求めようと、9月17日ローマ出発の用意をしている、と主張するものが あった。

在ヴェネツィア日本総領事中山譲治は明治6年(1873)9月6日付で本省に送った公信において、そのフランス紙の論調を伝え、オーストリア皇帝は救援によってイタリアが国力を増し国威隆盛となれば、共倒れ(唇亡歯寒)の恐れが生じかねないので、イタリア国王の要請を承諾しないだろう、との観測を加えている。

中山が依拠したフランスの新聞は未確認であるが、パリ公使館の鮫島も読んでいたに違いない。当時、鮫島と中山の間に交渉があったかどうか、は今後の課題である。問題の公信はイタリアのローマ近郊のサンタ・スコラスティカ修道院図書館所蔵にかかる「在伊国日本総領事館」(専用罫紙の柱)の「明治六年公信往復輯」と題する控えの冊子に見出された⁽²⁵⁾。この総領事館はウィーン万博開催との関係から交通の要所であるヴェネツィアに、1873年5月9日から翌年3月8日まで10ヶ月間のみ置かれた。総領事の中山譲治は旧幕府騎兵指揮役頭取。蘭英仏諸語に通じ、1873年1月5日に総領事を委任され、3月4日にヴェネツィアに着任した⁽²⁶⁾。

(71)

中山の1873年9月6日ヴェネツィア発公信のなかから関係部分、すなわち「明治六年公信往復輯」の目次で「一仏国共和制廃却建議之事」と題する部分を以下に翻刻する。文中の「ルーイ十八世ノ甥」は「ルーイ十八世ノ甥〔ベリー公〕ノ子」の誤りである。すなわちシャンボール伯(アンリ5世)はルイ18世の弟シャルル10世の孫にあたる。

九月六日発第二十一号

(中略)

一仏国新聞紙中、本月初同国アツサンブレー、ナショナル(国民会議所) 於テ共和政ヲ廃却、ルーイ十八世ノ甥ハンリー、ブルボン氏(当時白耳 義ニ在リ)ヲ擁立王位ニ就カシメントノ建議アリ、世評ニハ此事多分ハ 行ハレ可申、然ル時ハ羅馬法王処置ノ件ニ付、当伊国ト仏国トノ間ニ干 戈ヲ動カサンコト必セリト、伊王此事ヲ大ニ懼レ、独墺両国ト深ク因ミ ヲ結ビ、非常ノ時ハ救援ヲ乞ハントノ念慮ヨリシテ、当月十七日羅馬出 発、博覧会一見ト唱へ、其実ハ墺帝ト供ニ謀ラン為メ、此節専ラ旅装ノ 用意有之由、蓋シ伊墺ノ際ハ四十年来ノ讐敵ニシテ、交誼ハアレトモ心 底ノ契、闊風馬牛、今初テ両王握手ノ会遇、年来ノ怨氷解ノ美事トモ可 成哉ニハ候へ共、救援カラヲ尽シテ伊国利運ノ際ニ会シ、国力勢焔ヲ付 加シ国威隆盛達成スルニ至ラハ、或ハ墺国ハ唇亡歯寒ノ憂ヲ生センモ難 計ヨリ、墺帝ノ諾否如何アルベキ乎、恐ラクハ承允致ス間シク敷ト被察 候

(中略)

明治六年九月六日ウェニース 外務少輔上野景範殿 総領事中山譲治

両元首旅行の新聞報道

イタリア国王が「墺地利・独乙に旅行、凡一週間位宛滯留帰国相成」という情報を鮫島はどのようにして得たのか。丹念に新聞報道を追えば得られた情報であるが、まとまった形ではウィーン万博委員会がパリとウィーンで毎月6回同時に発行していた『絵入りウィーン万博』(*L'Exposition universelle de Vi-*

175 (72)

enne illustrée. Paris, Vienne, 1873) の報じる各国元首の旅行日程が便利であったはずである。

同誌27号(9月20日発行)430頁は、地元紙『ヌーヴォー・フレムデンブラット』(Nouveau Fremdenblatt)紙発表のイタリア国王公式日程を掲載する。それによれば、9月17日ウィーン南駅に到着、翌日家族で晩餐をとり、19日に万博会場訪問、20日はエクスカーション、21日の日曜日にはリンツ公園で狩猟、22日ベルリンへ出発、という日程であった。

同誌28号(9月24日発行)446頁には、イタリア国王動静の詳報がある。9月17日5時過ぎに南駅に到着、皇帝陛下ご一家が出迎え、市民歓呼のなか王宮到着。王宮では宮廷職員、政府大臣一同の紹介を受けられたあと、皇帝陛下と一時を過ごし、宿舎に戻られた。18日にはミンゲッティ首相とヴィスコンチ・ヴェノスタ外相とともに講演後、宮廷派遣大使ロビヤン伯爵と面会、ついで在ウィーンのオーストリア皇太子一同を訪問、その後、馬車で市中を回り、万博会場に到着。会場では競走馬の展示を観覧。夕刻、シェーンブルン王宮でご家族と晩餐をとり、その後、オペラ座へ出掛けられた。この詳報はパリの『ル・タン』紙9月19日号にも、アヴァス通信配信の同文記事が見られる。

『絵入りウィーン万博』はさらに29号(9月27日発行)462頁で、国王が9月21日午後9時30分にウィーン出発、22日午後3時30分ベルリン到着したことを報じたあと、国王のウィーン滞在中の続報を詳細に伝えている。そのなかで目立つのは歓迎一色のなかで押さえ込まれた反対派の動きについての記述である。ウィーン滞在中、オーストリアの新聞はこぞって国王を歓迎する記事を掲載したが、封建聖職者党の機関紙『ファーターラント』(Das Vaterland)は反対記事を載せ、警察に没収された。また、1870年9月20日のイタリア王国軍のローマ攻略戦で戦死した教皇軍オーストリア兵士のための記念ミサは厳重な警備のもとに行われ、デモ行進も期待されたほどの精彩はなかったという。

『ル・タン』紙もイタリア国王のウィーン滞在中の動静を報じる電信記事を連日掲載している。なかでも、『絵入りウィーン万博』の報じないものとして、9月20日に行われた国王閲兵式がある。国王は歓迎のオーストリア軍兵士12000人と大砲88門を観閲したという(9月22日号)。

国王のベルリン旅行の日程は、『ル・タン』 紙9月20日号掲載のアヴァス通信配信記事(ベルリン、9月18日夕発)で、以下のように、いち早く報じられ

(73)

た。

9月22日 ベルリン到着

23日 公式晩餐会とオペラ座観劇

24日 ポツダムでの閲兵式

25日 ヒューベルツゾックでの狩猟

26日 イタリア大使館での晩餐会

27日 名所・博物館見学のあと王宮での送別晩餐会

その後、『ル・タン』紙のベルリン発・電信はイタリア国王に代わって、病弱のドイツ皇帝の動静を続々と報じる。皇帝はバーデンバーデンで保養後にローマを訪問する希望をもっていたが、健康のため断念し、回復を待ってウィーンへ出掛けることにしたという。

9月24日号 『日報欄』「ヴィクトル・エマヌエルは昨日ベルリンに到着。 現地からの電信は市民の熱烈歓迎を伝えているが、ベルリン ではウィーンで行われた伊墺両元首の歴史的会談のような元 首会談にはならない」。

> 22日ベルリン発・電信: イタリア国王ゲルリッツ駅到着。 23日ベルリン発・電信: イタリア国王オペラ座でヴィルヘルム1世皇帝ととともに観劇。

- 9月25日号 23日夕ベルリン発・電信:ドイツ皇帝は27日バーデンバーデンに出発して、そのまま10月半ばまで滞在の予定。
- 9月26日号 24日ベルリン発・電信:ドイツ皇帝のイタリア旅行は何も決まっていない。バーデンバーデン滞在中に決定の予定。 25日ベルリン発・電信:医師団は皇帝の健康を心配し、10月半ばまでバーデンバーデンに滞在、イタリア旅行が決まればローマへ直行する予定。
- 9月27日号 23日ベルリン発『ドイツ便り』:皇帝のイタリア旅行の噂は 根拠を失いかけているが、皇帝はまだ旅行を諦めていない。
- 9月28日号 26日ベルリン発・電信:新聞報道によれば、プロイセン、 オーストリアの両皇帝が10月始め、バーデンバーデンで会う という。
- 9月30日号 28日夕ベルリン発・電信:ヴィルヘルム皇帝は11時にバーデ

173 (74)

ンバーデンに向けてベルリンを出発した。

最新電信:ヴィルヘルム皇帝は今朝バーデンバーデンに到着 した。

10月3日号 10月1日ローマ発・電信:ドイツ皇帝のローマ訪問の可能性が高いため政府は受け入れ準備を始めた。 『デイリー・テレグラフ』は9月30日夕ベルリン発として、 ドイツ皇帝はイタリア国王へ短いフランス語の書簡を出し、 健康のためイタリア旅行中止を告げた、と報じている。

10月16日号 14日ベルリン発・電信:皇帝は医師団の忠告に従い、イタリア訪問を断念した。10月20日にベルリンに戻るだろう。

ドイツ皇帝のウィーン訪問の予定を最初に報じたのは『絵入りウィーン万博』32号(1873年10月4日発行)475頁のようだ。日わく、

ドイツ皇帝はバーデンに向かっている。最近の疲労から回復するため、そこで十日余り過ごすことになるが、必ずウィーンに行き、フランツ・ヨーゼフ皇帝を訪問し、万博を見学するつもりという。『タークブラット』(Tagblatt)紙によれば、10月第2週の週末、13日頃までにオーストリア皇帝の賓客となるという。随行者はおよそ60名。副官数名、内閣と近衛府の職員若干名、大臣2名も加わる。大臣はおそらく内務大臣オイレンブルク伯爵、宮内大臣ド・シュライニッツ氏となり、ビスマルク氏は旅行に加わらないだろう。

同誌の33号(10月25日発行)525頁は、皇帝のウィーン滞在中1週間の動静をまとめて次のように報じている。ビスマルクは結局、参加したことが分かる。

ドイツ皇帝は10月17日午後1時15分、サン・ティポリット(Saint-Hippolyte)駅〔ストラスブール南方、約60キロメートル〕に到着し、オーストリア皇帝の出迎えを受けた。両君主は親愛をこめて抱擁を交わし、オーストリア皇帝はビスマルクに手を差し伸べ、ヴルヘルム皇帝の随行者に挨

(75)

拶した。駅にはサン・ティポリットの要人と司教がすでに来ていた。

昼食後、両皇帝はウィーンに向かい、午後3時45分に到着した。二人はペンツィング(Penzing)駅で皇太子、諸大公、他の皇族方の出迎えを受けた。ドイツ皇帝は皇太子と握手し親愛をこめて挨拶した。両帝はシェーンブルン宮へ向かう途中、群集の厚い歓迎を受けた。翌10月18日は公式の歓迎会と訪問があり、夜は王宮で大晩餐会が開かれ、オペラ座の特別興行ではグノーの『ファウスト』が上演された。10月19日日曜日の午前、ドイツ皇帝はプロテスタント教会の祭式に臨み、午後には万博会場を訪問し、英仏伊独の陳列場を回った。フランス製ブロンズの陳列場で、ヴィルヘルム皇帝はバブディエンヌ社製、クリストッフル社製、その他を沢山買い求めた。皇帝はそれから、ドイツ大使館での晩餐会に臨み、夜はシェーンブルン宮の劇場で観劇したあと、夜食を取った。20日はシュメルツ練兵場での大観閲式。21日はリンツ公園での狩猟。22日、ヴィルヘルム皇帝は再び万博会場を訪れ、23日木曜日遂にウィーンをあとにした。

鮫島が岩倉宛に「未右旅行之趣意者相分り不申候得共、互に懇親を表シ被成候而別ニ 蜜 約等有之か軽様テ者被察不申候」と、密約の有無を問題にした背景には、フランスの王政復古が予想されるなかで、イタリア国王のオーストリア、ドイツ旅行中に、独墺伊三国の対フランス協調に向けた政治的な密約がなされるのではないか、と危惧した当時のフランスの世論があったはずである。

6. 書簡本文の解説(3)―ローマ教皇・ドイツ皇帝往復書簡―

【書簡原文③】

一別紙独乙帝、法王と教宗之義ニ付往復書、挙欧注目致候義ニ付差上申候、然 者、過便外務省え相廻し置申候得共、未御覧不相成候哉も難計候ニ付、猶差 上申候、右独乙帝之此翰ニ而法王之勢も弥衰へ候姿ニ御座候、

教皇ピウス9世

ピウス 9 世 (Pius IX, 1792~1878、在位1846~1878) は、キリスト教文明の 庇護者としてのカトリック教会の伝統と権威を守るため、フランス革命を生み

171 (76)

出した近代思想すなわち進歩主義、自由主義、理性主義、政教分離を誤りとして指弾した反近代主義的な教皇であった。1854年に聖母マリアの無原罪懐胎(無原罪の御宿り)を宣言し、1864年には近代思想を非難する回勅『クアンタ・クーラ』とその付録『誤謬表』(シラブス Syllabus errorum)を公表した(27)。その反近代主義の総決算として、第1バチカン公会議を開催し、カトリック教会における教皇首位と教義上の教皇不謬性を採決した(1870年7月)。また、海外宣教に熱心に取り組み、日本関係では、1862年に、日本二十六聖人(1597年豊臣秀吉の命により長崎で処刑された殉教者、日本人は20名)の列聖を行い、1867年には日本での殉教者205人を列福した。1868年1月には、長崎の潜伏キリシタンを発見したパリ外国宣教会のベルナール・プチジャン神父を引見している。

政治的には、教皇ピウス9世はイタリア国家統一(リソルジメント)の過程で教皇領を奪われ、フランスの支援を受けてローマでの世俗権を維持していた。しかし、1870年9月普仏戦争でフランスの敗戦が決定的になりフランス軍がローマから撤退するや、イタリア王国軍がローマを占領した。翌年教皇はローマでの世俗権を失い、「バチカンの囚人」と自称してバチカンに立てこもり、イタリア王国との一切の政治交渉を拒否した。

鮫島は書簡原文で、教皇を一貫して「法王」と呼んでいる。「法王」の訳語は『英和対訳袖珍辞書』(1862年11月序)に「Pope, s. 羅馬法王」とあり、文久2年(1862)2月刊行の『官版バタヒヤ新聞 巻十七』の「○伊太利」項目に「法王」の訳語が見える。蘭学時代の藤林普山編『訳鍵』(文化7年、1810刊)、広田憲寛編『増補改正訳鍵』(安政4年、1857刊)いずれも、オランダ語のPaus(教皇)に「法徒ノ長」の訳語を与えているので、訳語「法王」の成立は文久年間と推定される。

文化闘争

1871年にドイツ統一を果たしたドイツ帝国宰相ビスマルクは、プロテスタントが圧倒的多数を占めるプロイセンを中心とするプロテスタント的国民国家の建設をめざしていた。しかし、同年3月第1回帝国議会においてカトリックを基盤として「教会の自由」を標榜する中央党が議員58名(28)を擁する野党として出現するや、これを契機に教会と国家との分離、宗教の国家管理と社会の世

(77)

俗化を目的とするカトリック弾圧政策を次々と展開した。

この弾圧の国内政治的背景としては、中央党がプロイセンに併合されたエルザス・ロートリンゲン(Elsaß-Lothringen、アルザス・ロレーヌ Alsace-Lorraine)などの分離独立運動と同盟する恐れ、国内東部カトリック地域のポーランド人同化政策を妨げる可能性があった。また中央党は1871年4月、1850年プロイセン憲法で保証されていた教会の自由を帝国憲法に基本権として規定する議案を帝国議会に提出した(否決された)。

国際政治的背景としては、中央党が、不謬性を宣言した教皇やカトリックのフランス、オーストリア両国と連携する危険などがあった。ビスマルクが好戦的性格で、プロテスタントの敬虔主義派に育ち、カトリック教会の制度や教義に無理解であったことも指摘されている⁽²⁹⁾。

弾圧政策の主なもの⁽³⁰⁾をあげれば、第1に、1871年7月8日、プロイセン 文部省内のカトリック局の廃止がある。カトリック局は教皇至上主義の温床に なるとされた。

第2に、1871年12月10日、ドイツ帝国刑法130条 a 項として、いわゆる「説教壇条項」(Kanzelparagraph)が補足された。この条項は「聖職者または他の宗教奉仕者にして、職務執行中または職務執行準備中に、群集を前に公開で、あるいは、教会内または他の宗教的な集会に当てられた場所で、大衆を前にして、国家に関わる事柄を、公共の安寧を害する形で、演説または議論した者は、2月以内の懲役または要塞禁錮の刑罰を科す(31)」というものであった(この法律は1953年に廃止された)。

第3に、1872年3月11日のプロイセン学校監督法(Schulaufsichtsgesetz)は、宗教教育を含むすべての授業に対する無制限の監督権を国家に与えるもので、国家の任命する学校監督官からカトリック、プロテスタントを問わず、聖職者を排除した。

第4に、1872年7月4日帝国議会が制定したイエズス会法(Jesuitengesetz)は、イエズス会修道会(Orden der Gesellschaft Jesu)および加盟盛式修道会(ihm verwandten Orden)、盛式修道会類似の単式修道会(ordensähnlichen Kongregationen)に全帝国領域内での居住、移住の自由を否定し、活動も禁止した。滞在も制限された(この法律は1917年に廃止された)。

第5に、1873年4月5日の法律で、プロイセン憲法の第15条と第18条に追加

169 (78)

条項が付けられ、教会の自由と自主権が制限された(1875年6月18日には第15条、第16条、第18条が削除され、教会の憲法上の保証が消滅する)。

第6に、1873年5月11日に成立したプロイセンの「聖職者の教育と任用に関する法律」は、この5月11日~14日に制定された4つの弾圧法(「5月法」と呼ばれる)の最初のもので、ドイツ国籍を有しドイツの大学でアカデミックな教育を修了していることを聖職者の条件とし、任用には司教に州知事への届出義務を課した。

第7に、1874年3月9日にプロイセン強制民事婚法が成立した(ドイツ帝国立法は1875年2月6日)。国法による民事婚の前に教会で結婚式を行うことは禁止された。

これらのカトリック弾圧政策は1873年1月17日のプロイセン下院演説において、ドイツ進歩党(自由主義左派政党)の代議士・医師ルドルフ・フィルヒョー(Rudolf Virchow)がカトリック教会・中央党に対する闘争を「文化闘争」(Kulturkampf、文化のための闘争)と呼んで以来、その呼称が定着した「322」。しかし、カトリック側は消極的抵抗を継続し、中央党は選挙のたびに、かえって帝国議会における勢力を拡大する結果となった。1878年にピウス9世が亡くなるや、ビスマルクは次の教皇レオ13世と妥協して文化闘争を停止し、社会主義政党弾圧の方向に政策転換した。

往復書簡の公開

1873年8月7日、ピウス9世は文化闘争に反撃するため、ドイツ皇帝ヴィルヘルム1世にイタリア語の私信を送り、政府に弾圧政策をやめさせてほしいと、政治的協力を求めた。これに対し、皇帝は同年9月3日付ドイツ語の返書で、キリスト教徒とイエス・キリストの間にいかなる仲介者も認めないとするプロテスタントの原理を示して、教皇の協力要請を断った。

同年11月7日のプロイセン下院選挙を前にして、ビスマルクは反カトリックの選挙キャンペーンの一環として、この往復書簡を『ドイツ帝国官報』(Deutcher Reichs-Anzeiger) 1873年10月14日号の1面に公表した。後述のようにドイツ皇帝の返書はビスマルク内閣が決定し、皇帝にはサインだけを求めたという。

教皇書簡は皇帝あてにイタリア語で書かれた私信であったが、『ドイツ帝国

(79)

官報』は私信であることを伏せ、ドイツ語訳を掲載した。その前文に「その忠実な翻訳は以下の通り(in wortgetreuer Uebersetzung folgendermaßen lautet)」とある。もっとも、末尾の署名は Pio P. M. とイタリア語になっているので、元はイタリア語で書かれたことが注意深い読者には分かる。P. M. は Pontefice Massimo(教皇)の略号である。

往復書簡の仏訳

鮫島は「挙欧注目」のこの往復書簡をローマ教皇の勢力がいよいよ衰退していることを示すものと捉え、岩倉にその翻訳草稿を同封して送った。鮫島訳往復書簡の各末尾の署名「ピー第9世」「ギョーム」はそれぞれフランス語 Pie IX、Guillaume の訳であるところから、原典がフランス語訳であることは明白である。

パリで発行されていた主要新聞は『ドイツ帝国官報』に掲載された往復書簡のフランス語訳を10月16日号に一斉に掲載した。いずれも同文である。鮫島はどの新聞によって、このフランス語訳を読み、翻訳したのだろうか。掲載を確認できた新聞を当時の政治的傾向とともにあげれば、以下の9紙である⁽³³⁾。

『リュニヴェール』(l'Univers、正統王朝派・教皇権至上主義)

『リュニオン』 (l'Union、正統王朝派)

『ラ・リベルテ』 (la Liberté、保守派・ボナバルト主義)

『ラ・プレス』(la Presse、ボナパルト主義・保守派)

『ル・コンスティチュショネル』 (le Constitutionnel、保守派)

『ル・ジュルナル・デ・デバ』 (le Journal des débats、保守派)

『ル・タン』(le Temps、共和派保守)

『19世紀』(le XIXe siècle、共和派保守・反教権主義)

『ル・シエクル』(le Siècle、共和派リベラル)

これら9紙に2日遅れて、10月18日発行の週刊『外交時報』(Mémorial diplomatique)第42号は、9紙掲載分とは訳文の異なる往復書簡フランス語訳をドイツ関係の「資料」(DOCUMENT)として情報源を記さずに掲載した(同誌666頁)。9紙掲載の同一フランス語訳がドイツ語原文の直訳に近いのに対し、この訳文は翻訳臭を感じさせない意訳である。教皇書簡末尾の署名が「PIE IX」ではなく、単に「PIE」となっているため、鮫島訳の依拠したフラ

167 (8o)

ンス語訳の候補にはならない。

上記の 9 紙について、往復書簡の掲載箇所をみると、 2 面掲載の『リュニオン』を除いて、他の 8 紙はすべて 1 面掲載である。情報源の示し方をみると、『リュニヴェール』『リュニオン』の 2 紙は、「ドイツ帝国官報」 (le *Journal officiel* de l'empire allemand) と明示し、他の 7 紙は「ベルリンの官報」 (le *Journal officiel* de Berlin) とする。ただし、『リュニヴェール』『リュニオン』『ラ・プレス』『ル・シエクル』の 4 紙は官報の掲載日(10月14日)を省略している。

『リュニヴェール』『リュニオン』の2紙は、他紙が情報源だけを示し他の説明を加えないのに対し、ドイツ皇帝の書簡にビスマルクの政治的手管を読み取り、教皇支持の立場から、以下のように攻撃的な導入文を付けている。

ドイツ帝国官報にピウス9世とヴィルヘルム皇帝の間で交わされた以下の書簡2通が見られる。今は一点だけ指摘しておこう。皇帝の書簡はビスマルク氏が自派の諸新聞に吹き込んで書かせたカトリック聖職者攻撃の諸記事の要約に過ぎない。暴力を隠した偽善であることに変わりない。(『リュニオン』記事導入文)

ドイツ帝国官報がローマ教皇(souverain Pontife)とドイツ皇帝の交わした書簡を公開した。本日はこの書簡を再録するだけに留め、のちに論じることにする。ただ、無礼な口調と敬虔主義的な偽善がドイツ皇帝の返書の特徴をなしていることだけは指摘しておきたい。また、この書簡の公開がドイツ帝国官報によってなされたことを指摘しておく。尊敬すべきビスマルク先生様が教皇の実に公正かつ節度ある見解に対する惨めな返答を江湖に広めようと執心されたわけだ。アヴァス通信の訳文をかかげる。(『リュニヴェール』記事導入文)

『リュニヴェール』の辛辣な導入文のおかげで、我々はどの新聞もアヴァス通信の配信したフランス語訳文を掲載したことを知る。翌10月17日号の1面トップに社主で戦闘的な正統王朝主義者のルイ・ヴイヨ(Louis Veuillot)が、「フランス」と題する10月16日付署名入り記事で、この往復書簡を踏まえ

(81)

たビスマルク批判を展開しているので、導入文の筆者は彼自身であることがわかる。

パリの掲載紙9紙に以上の相違があるにもかかわらず、鮫島の翻訳草稿は使用した掲載紙を特定する手がかりを与えてくれない。『リュニヴェール』または『リュニオン』であれば、その前文を読んだ形跡が訳文に残されるはずだが、形跡のないところをみると、この2紙は候補から外してもよいだろう。

岩倉への書簡の追って書きに、「再伸 別文匆々認、文字転倒、 呉 謬又多 兆、未誦極不少有之候」とあるように、翻訳は鮫島自身によるものであった。この翻訳の成立に鮫島が1871年夏以来、公使館で雇用していたフランス通の英国人フレデリック・マーシャルや公使館の日本人部下は関与したのだろうか。後述のように、鮫島の訳文には誤りが多く、協力者はいなかったようだ。

鮫島の翻訳の動機としては、アメリカで留学生仲間の森有礼とともに、ハリスのもとで宗教的コロニー生活を送った経験から、ドイツにおける文化闘争が 提起する普遍的な諸問題に強い知的関心を寄せたかもしれない。

往復書簡翻訳時の鮫島尚信

パリの各新聞が一斉に往復書簡を掲載した10月16日前後から岩倉宛の書簡を認めた11月21前後までの鮫島の動きを追うと、ヨーロッパ最初の国際東洋学者会議(会期9月1日~5日)の初日に開会挨拶、第3分科会の議長挨拶を行ったあと、翌9月2日にパリを発ち、10月24日にパリに戻り翌日から公使館公務に復帰するまで、3週間をノルマンディーの保養地トルヴィル・シュル・メールでフレデリック・マーシャルとともに過ごした。保養の目的はマーシャルに課した外交実務研究報告(「通商条約の歴史」「治外法権の由来」「外国人取扱いの歴史」)の執筆に協力し、外交実務を学ぶことであった(34)。留守中の公使館事務は部下の長田銈太郎3等書記官に任せた。長田は旧幕府開成所頭取でフランス語に長け、日仏両文化に造詣があった。

鮫島の外交書簡録をみると、公務に復帰した鮫島は10月26日まで、留守中に滞った事務処理や返書発送を行ったが、11月20日付で外務大臣ド・ブローイ公爵に対して、警察庁の行政手続きに関する書物とそれに関する内務大臣の情報を受け取った旨の書簡を送るまで、1ヶ月近く外交書簡の空白がある。11月28日には同外務大臣宛に公使館館員名簿を発送、翌11月29日には、11月26日付で

165 (82)

新たに外務大臣に就任したドゥカーズ公爵からの就任通知に対する返書を発送している⁽³⁵⁾。

フランス語訳再録のカトリック誌

1873年10月16日、パリの主要新聞が一斉にアヴァス通信配信の往復書簡を報道するや、教皇を支持するカトリック勢力の反響は国際的であった。カナダの『モントリオール小教区図書館報』(l'Echo du Cabinet de lecture paroissial de Montréal)11月号(874~877頁)は、「当初信憑性が疑われたが本物と判明したので掲載する」と断り、B. ショヴロ(B. Chauvelot、経歴未詳)の署名入り批評を載せた。日わく、教皇の美しく偉大で慈愛に満ち公正なる文章に対して、ヴィルヘルム帝の文章は嫌悪を催させ不快、詭弁と高慢と皮肉の産物である、プロテスタントのドイツ帝はイエス・キリストの神性ではなく、カエサルの神性を信じ、世俗権力の不可謬を唱える、と酷評する⁽³⁶⁾。

ベルギー・ルーヴァン大学の教授や神学者たちが編集発行し、市販されていた総合月刊誌『カトリック評論』(Revue catholique)の12月号にも、「ドイツ宗教時評」(Chronique religieuse de l'Allemagne)と題する全12章の論評のなかで、同じフランス語訳が掲載された「37」。この論評は神学者コルネ師(abbé N.J. Cornet)の執筆になる。ビスマルクの宗教弾圧(文化闘争)により迫害を受けたドイツ・カトリック界の状況を教皇首位、教皇不可謬を護持するカトリック保守の立場から論評するもので、教皇首位、教皇不可謬を認めない司教たちが同年9月末コンスタンツで結成した復古カトリック教会に対しても、対プロテスタント同様、激しい攻撃を加えている。

コルネ師は導入文で、往復書簡の『帝国官報』における公表は11月4日のプロイセン下院選挙に向けて、ビスマルクがカトリックとプロテスタント保守派との共闘を恐れ、両者を分断する政治目的で行ったものと告発している。また、ヴィルヘルム帝の返書に付けられた脚注では、往復書簡公表のペテンぶりを次のように暴露する。

この書簡は9月3日の閣議で決定され、プロイセン国王は署名したにすぎず、全くの政治的書簡である。ビスマルクはこれに反論した教皇の書簡も事前に入手していたが、公表を延ばした。しかし、この詐欺師的な公表

(83)

(publication humbug) もあてがはずれ、11月 4日の下院選挙の結果は、中央党に結集するカトリック代議士が61名から89名に延び、ポーランド党 17名を加えるとカトリック勢力の将来は有望である $^{(38)}$ 。

『タイムズ』報道と英国プロテスタントのドイツ連帯集会

1873年10月16日、パリの主要紙が教皇とドイツ皇帝の往復書簡を一斉に報道したとき、上述のように、鮫島はノルマンディーの保養地で、マーシャルと共に外交史・外交事務の研究に没頭していた。そのため、往復書簡仏訳からの翻訳に取り組んだのは、パリに戻った10月下旬以降と思われる。

ところで、ロンドンの『タイムズ』はパリの主要紙よりも1日早く、10月15日に往復書簡の英訳を掲載していた。もし鮫島が英訳を参照する機会があれば、仏訳よりは断然英訳を選び、ロンドン大学留学以来、磨きをかけていた英語力をもとに、翻訳に取り組んだことであろう。

『タイムズ』の往復書簡英訳は、1873年10月15日号 5 頁「最新情報」(LATEST INTELLIGENCE)第 2 コラムに、次のような導入文とともに掲載された⁽³⁹⁾。明らかに後述の『ドイツ帝国官報』10月14日掲載記事の英訳である。ドイツ語原文の原意から多少離れた箇所を下線で示す。段落は引用者による。

THE POPE AND THE EMPEROR WILLIAM.

BERLIN, OCT. 14.

The Emperor has received a letter from the Pope of which the following is a literal translation: —

VATICAN, AUG. 1873.

Your Majesty, —The measures which have been adopted by your Majesty's Government for some time past all aim more and more at the destruction of Catholicism . When I seriously ponder over the causes which may have led to these very hard measures, I confess that I am unable to discover any reasons for such a course. On the other hand, I am informed that your Majesty does not countenance the proceedings of your Government, and does not approve the harshness of the measures adopted against the Catholic religion.

163 (84)

If, then, it be true that your Majesty does not approve thereof, and the letters which your august Majesty has addressed to me formerly might sufficiently demonstrate that you cannot approve that which is now occurring — if, I say, your Majesty does not approve of your Government continuing in the path it has chosen of further extending its rigorous measures against the religion of Jesus Christ, whereby the latter is most injuriously affected—will your Majesty then not become convinced that these measures have no other effect than that of undermining your Majesty's own throne?

I speak with frankness, for my banner is truth. I speak in order to fulfil one of my duties, which consists in telling the truth to all, even to those who are not Catholics; for every one who has been baptized belongs in some way or other, which to define more precisely would be here out of place,— belongs, I say, to the Pope.

I cherish the conviction that your Majesty will receive my observations with your usual goodness, and will adopt the measures necessary in the present case. While offering to your Most Gracious Majesty the expression of my devotion and esteem, I pray to God that He may mercifully enfold your Majesty and myself in one and the same bond of mercy.

PlO.

His Majesty the Emperor replied as follows: —

BERLIN, SEPT. 3.

I am glad that your Holiness has, as in former times, done me the honour to write to me. I rejoice the more at this, since an opportunity is thereby afforded me of correcting errors which, as appears from the contents of the letter of your Holiness of the 7 th of August, must have occurred in the communication you have received relative to German affairs. If the reports which are made to your Holiness respecting German questions only stated the truth, it would not be possible for your Holiness to entertain the supposition that my Government enters upon a path which I do not approve.

According to the constitution of my States such a case cannot happen,

(85)

since the laws and Government measures in Prussia require my consent as Sovereign. To my deep sorrow, a portion of my Catholic subjects have organised for the past two years a political party which endeavours to disturb, by intrigues hostile to the State, the religious peace which has existed in Prussia for centuries. Leading Catholic priests have unfortunately not only approved this movement, but joined in it to the extent of open revolt against existing laws. It will not have escaped the observation of your Holiness that similar indications manifest themselves at the present time in several European and in some Transatlantic States.

It is not my mission to investigate the causes by which the clergy and the faithful of one of the Christian denominations can be induced actively to assist the enemies of all law; but it certainly is my mission to protect internal peace and preserve the authority of the laws in the States whose government has been entrusted to me by God. I am conscious that I owe hereafter an account of the accomplishment of this my kingly duty. I shall maintain order and law in my States against all attacks as long as God gives me power;

I am in duty bound to do it as a Christian monarch, even when, to my sorrow, I have to fulfil this royal duty against servants of a Church, which I suppose acknowledges no less than the Evangelical Church that the commandment of obedience to secular authority is an emanation of the revealed will of God. Many of the priests in Prussia, subject to your Holiness, disown to my regret the Christian doctrine in this respect, and place my Government under the necessity, supported by the great majority of my loyal Catholic and Evangelical subjects, of extorting obedience to the law by worldly means.

I willingly entertain the hope that your Holiness, upon being informed of the true position of affairs, will use your authority to put an end to the agitation carried on amid deplorable distortion of the truth and abuse of priestly authority. The religion of Jesus Christ has, as I attest to your Holiness before God, nothing to do with these intrigues any more than has truth, to whose banner, invoked by your Holiness, I unreservedly subscribe.

161 (86)

There is one more expression in the letter of your Holiness which I cannot pass over without contradiction, although it is not based upon the previous information, but upon the belief of your Holiness, namely, the expression that everyone that has received baptism belongs to the Pope. The Evangelical creed, which, as must be known to your Holiness, I, like my ancestors and the majority of my subjects, profess, does not permit us to accept in our relations to God any other mediator than our Lord Jesus Christ. The difference of belief does not prevent me from living in peace with those who do not share mine, and offering your Holiness the expression of my personal devotion and esteem.

I. &c.. WILLIAM.

往復書簡に対する『タイムズ』の論調をみると、直後の10月16日は親ドイツ的であった。曰わく、ドイツを苦しめ、その分裂の脅威をもたらすローマは、同様に我が王国においても、国の平和と統合を破壊する反乱分子と手を結ぶ恐れがあり、我が国はドイツ皇帝と憂慮を共有する、ヨーロッパ列強はこの共通の敵に対して協同すべである、と。ところが、翌10月17日には急に論調が変わり、翌年始めにかけてリベラルな論評を連載した。すなわち、反教皇の立場からビスマルクの政策には共感を寄せていたが、ビスマルクの強権的手法には批判的となり、1874年1月27日、ロンドンで開催されたプロテスタント勢力の大規模なドイツ連帯集会に対しても、その侮蔑的な反教皇("No Popery")的論調を厳しく批判した⁽⁴⁰⁾。

この大集会は往復書簡の公表直後からジョン・マレー准男爵(Sir John Murray, 6 th Bart., of Philiphaugh and Melgund, 1817~1882)がスコットランド自由教会(Free Church of Scotland)その他のプロテスタント諸教会、および英国復古カトリック教会に呼びかけて結成された実行委員会が主催した。ジョン・マレーが議長、G.R.ベーデノック(George Roy Badenock)が名誉書記となり、市民的宗教的自由に敵対する教皇至上主義(ultramontanism)に反対しドイツに共感する、との決議を行い、内外に公表した。これはウェストミンスター大司教マニング(Henry Edward Manning,1808~1892)を始めとする英国カトリック界の教皇至上主義に対する抗議でもあった。

(87)

集会決議録と充実した資料篇からなる『教皇至上主義―英国のドイツへの共感とドイツの回答』(41)の序論には、集会開催にいたる経緯とともに、ドイツの宗教学者マックス・ミュラー、イタリアのジュゼッペ・ガリバルディから寄せられた集会支持の書簡を掲載し、本文冒頭に、上掲の『タイムズ』掲載の往復書簡英訳が再録されている。集会決議録は、2月7日にベルリンで開催された支持集会における法学者・ベルリン大学教授ルドルフ・フォン・グナイストの講演録も載せる。グナイストはプロイセン政府が国法の下でプロテスタントとカトリックを平等に保護してきた歴史を述べ、教皇の不当な介入に抗議すべしと訴える。

7. 書簡本文の解説 (4) —王政復古の挫折とマクマオン大統領の 任期—

【書簡原文4】

一当国之近況表面上二者平穏之姿二御座候得共、当夏二成、王党派旧国王之孫 コントドシヤムボールを立、人も頗ル周旋致し、一時者其勢二立至り候処、 種々故障相起り、且右シヤムボール天然仏国之王孫タルヲ主張シ、国民之意 二随ヒ王と成ルヲ不欲、終其侭ニ相成申候、爾後当大統領。(・マクマホン) 在職年限之義ニ付、過日来、議院中議論紛々之処、一昨十九日之会議ニ而、 是より七ヶ年間此侭在職之事ニ相決申候、然処諸省庁中人望ニ背き候者数名 有之、不日以一日辞職致候、軽様ニ被察不申候、右者御起居何旁如此御座 候、

シャンボール伯

1870年9月普仏戦争の敗北後に成立したフランス第3共和政の初期、共和派が少数派になった国民議会において、王党派(正統王朝派とオルレアン王党派)は正統王朝ブルボン王家嫡流のシャンボール伯(comte de Chambord, 1820~1883)を擁立する王政復古をめざした。1873年8月5日、パリ伯フィリップ・ドルレアン(Philippe d'Orléans, comte de Paris, 1838~1894)がシャンボール伯を亡命先オーストリアのフロースドルフに訪ね、ジャンボール伯存命中、王位継承権を放棄することを約束し、ジャンボール伯に唯一の王位継承

159 (88)

権を認めた。この和解により正統王朝派とオルレアン王党派は連合して王政復 古の協議交渉を活発化させ、シャンボール伯は支持者からアンリ5世と呼ばれ るようになった。

1873年10月半ば、正統王朝派指導者シャルル・シェヌロン(Charles Chesnelong)は王党派連合の代表者としてシャンボール伯をザルツブルクに訪ね、伯から立憲君主の受諾、フランス革命の成果(法の下の平等・すべての信仰の保護・三色旗)の尊重を一旦引き出した⁽⁴²⁾。ところが、シャンボール伯は10月27日のシェヌロンあて書簡で、フランス革命を継承する王たることを拒否し、白色旗維持、無条件無保証の即位を条件とすると表明したため、王政復古は暗礁に乗り上げた⁽⁴³⁾。

鮫島は「当夏二成、王党派旧国王之孫コントドシヤムボールを立、人も頗ル 周旋致し、一時者其勢ニ立至り候処、種々故障相起り」と述べているので、王 党派の王政復古の動きを新聞報道で追っていたと思われる。

新聞報道にみる王政復古

共和派保守の『ル・タン』紙9月23日号は1面で、シャンボール伯の人物評を掲載し、近代政治とは無縁な、議会とも妥協した先祖にも劣る惰弱な人間であり、フランス革命以前への復帰を夢想していると酷評するが、王党派の動きには触れていない。

『ル・コンスティチュショネル』 紙10月16日号は1 面で、議会王党合同派 (fusionnistes) の派遣団が明日ザルツブルクから帰ることを報じ、王党派新聞 各紙は同日朝、そろって交渉結果について悲観的な記事を掲載していると指摘 した。この記事のあとに、ピウス9世とドイツ皇帝の往復書簡フランス語訳が 続く。

同紙の翌17日号は、「最新ニュース」(Dernières Nouvelles)欄で、議会右派連合からザルツブルクのシャンボール伯の元へ派遣されたシェヌロン代表一行がパリに帰還したことを報じ、伯が国旗問題などでどれほど譲歩したか、新聞各紙の憶測記事を紹介したうえで、読者に憶測を控えるよう求め、白旗護持派の『リュニオン』『リュニヴェール』『ル・モンド』 3 紙は沈黙を守っていると指摘する。

さらに同紙10月19日号は、三色旗護持の立場から、右派各紙の王政復古間近

(89)

しの論調を紹介し、18日に開催された議会右派グループ会合の模様を報じる。 会合ではシェヌロンによるシャンボール伯譲歩の報告を受け、来たるべき議会 での票読みまで行われ、380対355票で王政復古が成立するとの予測まで出され たという。

ところが、10月30日夕刻、正統王朝派の新聞『リュニオン』 1 面トップに突然、シャンボール伯がザルツブルクからシェヌロンにあてた10月27日付書簡が掲載され、政界と世論に衝撃を与えた。

Mon ami, prenez mon drapeau blanc, il vous conduira toujours au chemin de l'honneur et de la victoire.

(私の友よ、私の白色旗を取りなさい。旗は常に貴方を栄誉と勝利 の道に導くでしょう。)

Je suis le pilote nécessaire, le seul capable de conduire le navire au port, parce que j'ai mission et autorité pour cela.

(私は欠かせない水先案内人です。私だけが船を港に導くことができます。そのための使命と権威を持っているからです。)

このような比喩と美辞に充ち、正統王朝派にとっては明解な、他党派にとっては曖昧模糊とした美文が連続する書簡である。しかし、白色旗護持、無条件無保証の即位、王権神授説、を宣言するこの書簡は、王党派連合のめざした王政復古を瓦解させた。

『リュニオン』紙は衝撃のあまり、コメントは差し控えるとしながら、シャンボール伯への忠誠を誓う、「アンリ5世に、王冠を市場に売ってフランスを辱めるようなことはさせない」と付け加えるのがやっとであった。

この書簡は翌10月31日に『ル・コンスティチュショネル』『ル・シエクル』『ル・ジュルナル・デ・デバ』が『リュニオン』紙からの転載と断って1面に掲載した。続いて11月1日には、『ル・タン』『ラ・リベルテ』『リュニベール』『ラ・プレス』も1面に掲載した。『ル・タン』紙は、王政復古は敗走した、我々は中道左派と共に、保守的共和国をめざす、と宣言した。『ラ・プレス』紙は「深い悲しみをもって」(avec douleur)書簡を掲げ、他紙の反応をまとめて紹介した。

157 (90)

鮫島は以上のように主要新聞が一斉に報道した、このシャンボール伯の書簡を読んだにちがいない。岩倉に書き送った「且右シヤムボール天然仏国之王孫 タルヲ主張シ、国民之意ニ随ヒ王と成ルヲ不欲」の文言は、シャンボール伯が 書簡の結びとしたシェヌロンの王権神授説を踏まえているのではないか。

Vos consolantes paroles, en quittant Salzbourg, sont sans cesse présentes à ma pensée: la France ne peut pas périr, car le Christ aime encore ses Francs, et lorsque Dieu a résolu de sauver un peuple, il veille à ce que le sceptre de la justice ne soit remis qu'en des mains assez fermes pour le porter.

(ザルツブルクを発つときの貴方の慰めの言葉はいつも私の念頭にあります。フランスが亡びるなどあり得ません、キリストは今もなお、自分のフランク族を愛しておられるからです(44)、そして、神は、一民族を救おうとお決めになるや、正義の王杖が、それを保持するに十分な堅い手に渡るまで、ずっと監視しておられるのです、と。)

鮫島はロンドン留学時代にアメリカに渡り、プロテスタント社会改良主義者 ハリスのキリスト教コロニーで労働と祈りの生活を送った経験があるので、当 然、「キリスト」「神」の宗教的意味をよく知っており、王権神授説も理解でき たはずである。ここでは王権神授説を意図的に避けて、「天然」(生まれながら にして)王統の継承者であることを主張した、と説明したように思われる。

なお、新聞はどの新聞も共和政か王政か、白色旗か三色旗かの論戦を戦わせていたので、国旗問題を鮫島が知らなかったわけはない。にもかかわらず、鮫島は岩倉あて書簡で、王政復古沙汰止みの究極的原因たる、シャンボール伯の白色旗護持になぜ言及しなかったのだろうか。フランス人にとっては自明のフランス革命の精神、その近代遺産、そして共和政のシンボルである三色旗の意味を鮫島はどのように理解していたのか。この点は今後の課題としたい。

マクマオン大統領の任期問題

岩倉使節団は1872年12月16日、ロンドンからパリに到着し、同月26日、共和国大統領ティエールに謁見した。当時、パリは前年5月のパリ・コミューン鎮

(91)

圧の跡もなお生々しかった。パリ・コミューンを鎮圧したのは、当時ヴェルサイユ政府首班のティエールからヴェルサイユ軍司令官に任命されていたマク・マオン(Patrice de MacMahon, 1808~1893)であった。

1871年2月8日に選出された国民議会は王党派と保守派が多数派を占め、ボルドーで開催された議会で、2月17日、ティエールが政府首班に指名された。王党派は上述のようにシャンボール伯を支持する正統王朝派とパリ伯を支持するオルレアン王党派が対立していた。正統王朝派はフランス革命(1789年)以前の旧体制復活を、オルレアン王党派は立憲君主制をめざしていた。3月10日からヴェルサイユに移った国民議会は8月31日、ティエールを共和国大統領に選出した。

ティエールは王党派に穏健共和派を加えた内閣改造を目指したが、1873年5月24日、王党派は圧力かけてティエールを辞職させ、正統王朝主義者のマク・マオンを大統領に選出し、将来の王政復古を期待した。

シャンボール伯の1873年10月27日の書簡によって、王党派合同による王政復古が挫折するや、王党派はシャンボール伯に嫡子がなかったため、大統領任期を延長することで、将来の王政復古を担保しようとした。大統領任期案がいくども修正されたのち、11月19日ついに任期7年法案が国民議会に提出され、同日夜9時から未明2時まで4時間を要して、4回の投票で可決された。法案全体の最終投票は投票総数688、賛成378、反対310票だった。これによって、マク・マオンの大統領任期は、1873年11月20日から7年間と決定された(45)。

『ジュルナル・デ・デバ』紙11月20日号は、投票結果のみを報じたが、『ル・タン』『ル・シエクル』紙の11月21号は、法案をめぐる議事の速記録抜粋とともに、4回の投票結果を詳しく報じた。

鮫島の「爾後当大統領。(。マクマホン)在職年限之義二付、過日来、議院中議論紛々之処、一昨十九日之会議二而、是より七ヶ年間此侭在職之事二決相申候」との報告は、以上の新聞報道の要約であることは明らかである。

しかし、「然処諸省庁中人望ニ背き候者数名有之、不日以一日辞職致候」という官僚のスキャンダルについては、未詳である。1873年11月の主要新聞各紙には該当記事は見あたらない。情報源は新聞よりは、フランス政府関係者かもしれない。

155 (92)

8. ローマ教皇・ドイツ皇帝往復書簡鮫島訳の翻刻

以下、岩倉具視あて書簡に同封された鮫島訳を翻刻する。翻刻にあたって、通行の字体に直し、句読点を付した。また、「シテ」「トモ」の合字は開き、「事」の略字は仮名書きにした。

【鮫島訳翻刻】

一千八百七十三年八月七日バチガン府ニ於テ羅馬法王ヨリ日耳曼帝兼普魯西王 ニ贈ルノ書訳文

頃日余竊カニ貴政府ノ廟算ヲ察スルニ、将ニ稍羅馬加特力教宗ヲ崩壊セントス ルニ似タリ。私カニ怿ム。貴政府ハ何ノ目的有テ而シテ彼ニ加フルニ斯ノ惨酷 ヲ以テス。余自ラ試ニ之ヲ心ニ問フニ亦タ其ノ故ヲ解スルコト能ハス。又側カ ニ聞ク。陛下ハ固ヨリ貴政府ノ所為ヲ喜ハス。嘗テ其ノ羅馬加特力教宗ヲ待ツ 所以ノ事ヲ咎ムルコト有リト。知ラス。果シテ信ナリヤ。曩キニ陛下余ニ賜フ 二手簡ヲ以テシ、恩諭具二至ル。是レニ由テ是ヲ観レハ、今日貴政府ノ政ハ豊 二必シモ皆ナ陛下ノ意二出シ所ロノ者ナランヤ。陛下ハ当サニ貴政府耶蘇教ノ 為メニ施ス所ロノ事状惨酷倍長スルヲ以テ、而シテ之ヲ怿トハ為サヽルヘキナ リ。如シ果シテ暴酷已マサル時ハ則チ恐クハ或ハ廟算破レテ而シテ宝祚危カラ ン。是レ余陛下ノ為メニ心ヲ焦シテ而シテ深ク憂フル所ロノ者ナリ。今マ余将 二敢テ余ノ信心ヲ叶キ以テ陛下ニ言ハントス。余常ニ奉スル所ロノ旌旗ハ即チ 真信ヲ表スルノ物ナリ。加之教法ヲ説ク余等ノ如キ者ハ普ク衆庶ニ論スニ、唯 誠信ヲ以テスルノミ。縦令ヒ吾カ羅馬加特力教宗ニ非スシテ而シテ新教宗門徒 ナルモ亦タ将ニ之カ為メニ教誠スルコト有ラントス。凡ソータヒ洗礼ヲ受ケシ ノ言ヲ信ジ、而シテ今日貴政府当サニ為スヘキ所ロノ事件ヲ明思勇行スルハ毫 モ疑ヲ容レサルナリ。冀クハ陛下ヲシテ余ノ信実恭敬ヲ容レシメ併テ陛下ト余 ト倶ニ上帝ノ一視同仁ヲ受ンコトヲ。以テ吾カ上天ニ祈ル。

ピー第九世

同年九月三日伯霊府ニ於テ日耳曼帝兼普魯西王ヨリ羅馬法王ニ答フルノ書

(93)

法王陛下余二賜フニ依旧懇篤ノ書ヲ以テス。余欣謝何ソ任ヘン。陛下近口我カ 日耳曼国政府教宗ヲ裁制スルノ事ヲ聞ク所ロ有リ。乃チ八月七日ノ書ヲ以テ之 ヲ余ニ告ケ、以テ余ヲシテ当サニ陛下等ノ疑心ヲ明解スヘキノ機ヲ得セシム。 余最モ之ヲ感謝ス。如シ我カ政府教宗ヲ持ツノ事状聡聞ニ達スル所ロノ者ヲシ テ皆ナ信而已ナラシムレハ、則チ陛下ハ必ス当サニ我カ政府ハ余ノ言ヲ容レス シテ而シテ縦行スルコトアリト為サ、ルヘシ。夫レ我カ国政タルヤ只現今成立 ノ法律アルノミ。豈ニ他ノ籌策アランヤ。凡ソ我カ政府ノ為ス所ロノ者ハート シテ国帝即チ余之許可スル者ニ非サルハ無シ。然ラスンハ則チ行フコト有ルコ ト能ハス。是レ我カ普魯西国政府為政ノ大経ナリ。特リ恨ラクハ我カ国一部ノ 民羅馬加特力教宗門ノ者二年而来其ノ教宗ヲ擁シ我カ政府ニ抵抗シ以テ我カ国 数百年間安寧ノ教法ヲ攪擾セント企ルコト有リ。是ノ時ニ当テ不幸ナル哉。若 干ノ僧徒モ亦タ啻ニ斯ノ説ヲ善シトスル而已ナラス、主張煽動シ公然我カ政府 二敵スル者アリ。陛下睿明聡達岢二聞カスヤ。目今啻二欧邏巴列国中ノミナラ ス海外諸邦ニ至テモ亦タ或ハ如斯ノ弊事アルコトヲ。余素トヨリ僧徒及ヒ之ニ 属従スル者何ソ如此コトヲ為スノ原由ヲ推索セス。只上帝余ニ任スルニ我カ政 府ヲ統御スルヲ以テスルヲ信ス。故ニ我カ国人民ヲシテ皆ニ康福ヲ得セシメン トスルニ過キサルノミ。上帝一タヒ余ニ斯ノ大賣ヲ任ス。余奚ソ敢テ日夜黽勉 シ以テ明命ヲ奉シ、苟クモ我カ政府ニ抗シ而シテ国事ヲ害スル者アラハ則チ之 ノ予防セサルヲ得ンヤ。且ツ余ハ神教国ノ帝王ト為リ僧徒ノ為メニ常ニ施為ナ キコト能ハス。余以為ラク、羅馬加特力教宗僧徒ヲ以テ之ヲ他ノ耶蘇教宗僧徒 二較レハ、最モ当サニ国帝ハ上帝ノ命ヲ奉シテ時ニ従テ而シテ処分スルノ国法 ニ循ヒ而シテ人事ノ務ヲ為スヘキコトヲ知ラサル者或ハ多カラント為ス。嗚 呼。陛下二服従スル所ロノ宗法モ亦タ或ハ其ノ教法ヲ擁シ竟ニ今日我カ政府ヲ シテ多少ノ謀算ヲ労セシムルニ至レリ。冀クハ陛下斯ノ実情ヲ照鍳シ陛下ニ属 従スル者過度ノ権ヲ有スルヲ懲戒シ以テ蠢民無知ノ騒乱ヲ治メ而シテ我カ国今 日ノ患ヲ除カンコトヲ。余又タ以為ラク、耶蘇ノ教法ハ荷クモ陛下ニ上帝ノ前 ニ盟フ所ロノ者ハ固ヨリ当サニ斯等ノ国政ニ関スヘキ者ニ非ス。況ンヤ誠信無 二ノ者ニ於テヲヤ。是レ余ハ陛下奉スル所ロノ神旗ノ下ニ座シテ而シテ自ラ恥 ナキ所以ノ者ナリ。但余敢テ陛下ノ一言ニ抗セサルヲ得サルコト有リ。是レ或 ハ陛下ノ過誤ナランヤ。然トモ陛下ノ信心ヨリ出ル所ロノ者ナリ。陛下云フ、 ータヒ洗礼ヲ受ケシ者ハ貴賎トナク皆ナ陛下ニ属スルト。余以テ然ラスト為

ス。何者トナレハ、則チ余ノ祖宗已来我カ国人ト共ニ奉信スル所ロノ神教ヲ以テセハ、上帝ノ前ニ在テハ則チ耶蘇ニ非スシテ而シテ豊ニ他ノ介導者ヲ須タンヤ。是レ陛下ハ固ヨリ知ル所ロナリ。抑信心各相殊ナリト雖トモ何ソ倶ニ同ク斯ノ世ニ寧生スルコト能ハスト為ンヤ。余斯ノ言ト信実恭敬トヲ併セテ以テ之ヲ陛下ニ捧ケンコトヲ希望ス。

ギヨーム

上掲の翻刻文を読みやすくするため、以下の通り、段落に分け、平仮名交じり文に直し、適宜振り仮名を付ける。

【平仮名交じり文】

一千八百七十三年八月七日バチガン府に於て羅馬法王より日耳曼帝兼普魯西王 に贈るの書訳文

頃日余竊かに貴政府の廟貸を察するに、「将に」 稍 羅馬加特力教宗を崩壊せんとするに似たり。私かに怪む。貴政府は何の目的有で流して彼に加ふるに斯の惨酷を以てす。余自ら試に之を心に問ふに亦た其の故を解すること能はず。又側かに聞く。陛下は固より貴政府の所為を喜ばず。嘗て其の羅馬加特力教宗を待つ所以の事を咎むること有りと。知らず。果して信なりや。

囊きに陛下余に賜ふに手簡を以てし、恩諭 真 に至る。是れに由て是を観れば、今日貴政府の政は豊に必しも皆な陛下の意に出し所ろの者ならんや。陛下は当さに貴政府耶蘇教の為めに施す所ろの事状惨酷倍長するを以て、而して之を怪とは為さずるべきなり。如し果して暴酷已まざる時は則ち恐くは或は廟算破れて而して宝祚 危からん。是れ余陛下の為めに心を焦して而して深く憂ふる所ろの者なり。

今ま余将に敢て余の信心を吐き以て陛下に言はんとす。余常に奉ずる所ろの旌旗は即ち真信を表するの物なり。加 之 教法を説く余等の如き者は普 〈衆庶に論すに、唯誠信を以てするのみ。縦令ひ吾が羅馬加特力教宗に非ずして而して新教宗門徒なるも亦た将に之が為めに教誡すること有らんとす。凡そ一たび洗礼を受けし者は其の貴賎を論ぜず一に皆な法王に属する者なり(飜刻者注:下線部は圏点ルビ)。陛下依旧の殊恩を以て余の言を信じ、而して今日貴政府当さに為すべき所ろの事件を明思勇行するは毫も疑を容れざるなり。

(95)

立場が 翼っくは陛下をして余の信実恭敬を容れしめ併って陛下と余と優に上帝の一視 同仁を受んことを。以て吾が上天に祈る。

ピー第九世

同年九月三日伯霊府に於て日耳曼帝兼普魯西王より羅馬法王に答ふるの書

法王陛下余に賜ふに依旧 懇篤の書を以てす。余欣謝何ぞ任へん。陛下 近 ろ 我が日耳曼国政府教宗を裁制するの事を聞く所ろ有り。乃ち八月七日の書を以 て之を余に告げ、以て余をして当さに陛下等の疑心を明解すべきの機を得せし む。余最も之を感謝す。如し我が政府教宗を持つの事状聡聞に達する所ろの者 をして皆な信而色ならしむれば、則ち陛下は必ず当さに我が政府は余の言を容 れずして而して 縦 行することありと為さぶるべし。

夫れ我が国政たるや只現今成立の法律あるのみ。豊に他の。籌策あらんや。 凡そ我が政府の為す所ろの者は一として国帝即ち余之許可する者に非ざるは無し。然らずんば則ち行ふこと有ること能はず。是れ我が普魯西国政府為政の大経なり。特り恨らくは我が国一部の民羅馬加特力教宗門の者、二年市来其の教宗を擁し我が政府に抵抗し、以て我が国数百年間安寧の教法を養援しませる。 企ること有り。是の時に当て不幸なる哉。若干の僧徒も亦た蕾に斯の説を善しとする而已ならず、主張煽動し公然我が政府に敵する者あり。陛下睿明聡達豊に聞かずや。目今蕾に欧邏巴列国中のみならず海外諸邦に至ても亦た或は如、斯の弊事あることを。

余素とより僧徒及び之に属従する者何ぞ如此ことを為すの原由を推索せず。只上帝余に任ずるに我が政府を統御するを以てするを信ず。故に我が国人民をして皆に康福を得せしめんとするに過ぎざるのみ。上帝一たび余に斯の大責を任ず。余奚ぞ敢て日夜龍勉し以て明命を奉じ、苟くも我が政府に抗し而して国事を害する者あらば則ち之の予防せざるを得んや。

且つ余は神教国の帝王と為り僧徒の為めに常に施為なきこと能はず。余以為らく、羅馬加特力教宗僧徒を以て之を他の耶蘇教宗僧徒に較れば、最も当さに国帝は上帝の命を奉じて時に従て而して処分するの国法になが、ひ而して人事の務を為すべきことを知らざる者或は多からんと為す。鳴呼。陛下に服従する所ろの宗徒も亦た或は其の教法を擁し竟に今日我が政府をして多少の謀算を労せしむるに至れり。

(96)

151

翼でくは陛下斯の実情を照監し陛下に属従する者過度の権を有するを懲戒し以て蠢民無知の騒乱を治め而して我が国今日の患を除かんことを。余又た以為らく、耶蘇の教法は苟くも陛下に上帝の前に盟ふ所ろの者は固より当さに斯等の国政に関すべき者に非ず。況んや誠信無二の者に於てをや。是れ余は陛下奉ずる所ろの神旗の下に座して而して自ら恥なき所以の者なり。

但余敢て陛下の一言に抗せざるを得ざること有り。是れ或は陛下の過誤ならんや。然ども陛下の信心より出る所ろの者なり。陛下云ふ、一たび洗礼を受けし者は貴賎となく皆な陛下に属すると。余以て然らずと為す。何者となれば、則ち余の祖宗已来我が国人と共に奉信する所ろの神教を以てせば、上帝の前に在ては則ち耶蘇に非ずして而して豊に他の介導者を須たんや。是れ陛下は固より知る所ろなり。 抑 信心 各 相殊なりと雖ども何ぞ倶に 筒 く斯の世に寧生すること能はずと為んや。余斯の言と信実恭敬とを併せて以て之を陛下に捧げんことを希望す。

ギヨーム

9. ローマ教皇・ドイツ皇帝往復書簡の原典

第6章で述べたように、往復書簡が初めて公開されたのは、『ドイツ帝国官報』(Deutcher Reichs-Anzeiger)1873年10月14日号上であった(図7参照)。教皇書簡のイタリア語原文(46)と『ドイツ帝国官報』掲載に掲載された教皇書簡の「忠実な翻訳」(wortgetreuer Uebersetzung)および皇帝書簡(47)を以下にかかげる。イタリア語原文の段落は引用者による。『ドイツ帝国官報』は当時普通のドイツ文字印刷である。翻刻にあたって教皇書簡は段落に分け、ドイツ皇帝書簡の段落は原文のままとした。

【教皇書簡イタリア語原文】

Maestà.

Tutte le disposizioni che si prendono da qualche tempo dal Governo di Vostra Maestà mirano sempre più alla distruzzione de Cattolicismo. E mentre rifletto meco stesso alle cause che possono aver dato luogo a queste durissime misure, confesso di non trovarne nessuna. D'altronde mi si dice che

(97)

V. M. non approvi la condotta del suo Governo, e non lodi la severità delle misure contro la Religione Cattolica.

Ma se è vero che V. M. non approva, e le lettere ch'Ella ha scritto nel tempo passato, proverebbero a sufficenza ch'Ella non può approvare quanto ora si sta facendo; se V. M., dissi, non approva, come poi si prosegue dal suo Governo nel cammino intrapreso che moltiplica le misure di gigore contro la Religione di G. Cristo, che mentre recano tanto pregiudizio alla medesima, si assecuri Maestà che non fanno altro che minare il Trono della stessa Maestà Vostra?

Parlo con franchezza, giacchè la verità é la mia bandiera, e parlo per esaurire un mio dovere il quale m'impone di dire a tutti il vero, e anche a chi non è Cattolico, giacchè chiunque è battezzato appartiene in qualche parte, e in qualche modo che non è luogo a spiegare, appartiene, dissi, al Papa.

Sono persuaso che la V. M. accoglierà con l'usata sua cortesia le mie riflessioni, e prenderà quelle misure che nel caso si richiedono, mentre con pienezza di osservanza ed ossequio prego Iddio a unirlo meco eoi vincoli della stessa carità.

Dal Vaticano, 7. Agosto 1873.

Pio P. M.

【『ドイツ帝国官報』掲載教皇書簡、ドイツ語訳】

Im Vatikan, den 7. August 1873.

Majestät!

Sämmtliche Maßregeln, welche seit einiger Zeit von Eurer Majestät Regierung ergriffen worden sind, zielen mehr und mehr auf die Vernichtung des Katholicismus ab. Wenn ich mit mir selber darüber zu Rathe gehe, welche Ursachen diese sehr harten Maßregeln veranlaßt haben mögen, so bekenne ich, daß keine Gründe aufzufinden im Stande bin. Andererseits wird mir mitgetheilt, daß Eure Majestät das Verfahren Ihrer Regierung nicht billigen, und die Härte der Maßregeln wider die katholische Religion nicht gutheißen.

149 (98)

Wenn es aber wahr ist, daß Eure Majestät es nicht billigen, — und die Schreiben, welche Allerhöchstdieselben früher an mich gerichtet haben, dürften zur Genüge darthun, daß Sie dasjenige, was gegenwärtig vorgeht, nicht billigen können, — wenn, sage ich, Eure Majestät, es nicht billigen, daß Ihre Regierung auf den eingeschlagenen Bahnen fortfährt, die rigorosen Maßregeln gegen die Religion Jesu Christi immer weiter auszudehnen, und letztere hierdurch so schwer schädigt, werden dann Eure Majestät nicht die Ueberzeugung gewinnen, daß diese Maßregeln keine andere Wirkung haben, als diejenige, den eigenen Thron Eurer Majestät zu untergraben?

Ich rede mit Freimuth, denn mein Panier ist Wahrheit, und ich rede, um eine meiner Pflichten zu erfüllen, welche darin besteht, Allen die Wahrheit zu sagen, auch denen, die nicht Katholiken sind. Denn Jeder, welcher die



図 7 『ドイツ帝国官報』(Deutcher Reichs-Anzeiger) 1873年10月14日号

(99)

Taufe empfangen hat, gehört in irgend einer Beziehung und in irgend einer Weise, welche hier näher darzulegen nicht der Ort ist, gehört, sage ich, dem Papste an.

Ich gebe mich der Ueberzeugung hin, daß Eure Majestät meine Betrachtungen mit der gewohnten Güte aufnehemen und die in dem vorliegenden Falle erforderlichen Maßregeln treffen werden. Indem ich Allerhöchstedenselben den Ausdruck meiner Ergebenheit und Verehrung darbringe, bitte ich Gott, daß Er Eure Majestät und mich mit den Banden der gleichen Barmherzigkeit umfassen möge.

Pio P. M.

【『ドイツ帝国官報』掲載皇帝書簡】

Berlin, den 3. September 1873.

Ich bin erfreut, daß Eure Heiligkeit Mir, wie in friiheren Zeiten, die Ehre erweisen, Mir zu schreiben; Ich bin es um somehr, als Mir dadurch die Gelegenheit zu Theil wird, Irrthümer zu berichtigen, welche nach Inhalt des Schreibens Eurer Heiligkeit vom 7. August in den Ihnen über deutsche Verhältnisse zugegangenen Meldungen vorgekommen sein müssen. Wenn die Berichte, welche Eurer Heiligkeit über deutsche Verhältnisse erstattet werden, nur Wahrheit meldeten, so wäre es nicht möglich, daß Eure Heiligkeit der Vermuthung Raum geben könnten, daß Meine Regierung Bahnen einschlüge, welche Ich nicht billigte. Nach der Verfassung Meiner Staaten kann ein solcher Fall nicht eintreten, da die Gesetze und Regierungsmaßregeln in Preußen Meiner landesherrlichen Zustimmung bedürfen.

Zu Meinem tiefen Schmerze hat ein Theil Meiner katholischen Unterthanen seit zwei Jahren eine politische Partei organisirt, welche den in Preußen seit Jahrhunderten bestehenden konfessionellen Frieden durch staatsfeindliche Umtriebe zu stören sucht. Leider haben höhere katholische Geistliche diese Bewegung nicht nur gebilligt, sondern sich ihr bis zur offenen Auflehnung gegen die bestehenden Landesgesetze angeschlossen.

Der Wahrnehmung Eurer Heiligkeit wird nicht entgangen sein, daß ähnli-

147 (100)

che Erscheinungen sich gegenwärtig in der Mehrzahl der europäischen und in einigen überseeischen Staaten wiederholen.

Es ist nicht meine Aufgabe, die Ursachen zu untersuchen, durch welche Priester und Gläubige einer der christlichen Konfessionen bewogen werden können, den Feinden jeder staatlichen Ordnung in Bekämpfung der letzteren behülflich zu sein; wohl aber ist es Meine Aufgabe, in den Staaten, deren Regierung Mir von Gott anvertraut ist, den inneren Frieden zu schützen und das Ansehen der Gesetze zu wahren. Ich bin Mir bewußt, daß Ich über Erfüllung dieser Meiner königlichen Pflicht Gott Rechenschaft schuldig bin, und Ich werde Ordnung und Gesetz in Meinen Staaten jeder Anfechtung gegenüber aufrecht halten, so lange Gott Mir die Macht dazu verleiht; Ich bin als christlicher Monarch dazu verpflichtet auch da, wo Ich zu Meinem Schmerz diesen Königlichen Beruf gegen die Diener einer Kirche zu erfullen habe, von der Ich annehme, daß sie nicht minder, wie die evangelische Kirche, das Gebot des Gehorsams gegen die weltliche Obrigkeit als einen Ausfluß des uns geoffenbarten gottlichen Willens erkennt.

Zu Meinem Bedauern verleugnen Viele der Eurer Heiligkeit unterworfenen Geistlichen in Preußen die christliche Lehre in dieser Richtung und setzen Meine Regierung in die Nothwendigkeit, gestützt auf die große Mehrzahl Meiner treuen katholischen und evangelischen Unterthanen, die Befolgung der Landesgesetze durch weltliche Mittel zu erzwingen.

Ich gebe Mich gern der Hoffnung hin, daß Eure Heiligkeit, wenn von der wahren Lage der Dinge unterrichtet, Ihre Autorität werden anwenden wollen, um der, unter bedauerlicher Entstellung der Wahrheit und unter Mißbrauch des priesterlichen Ansehens betriebenen Agitation ein Ende zu machen. Die Religion Jesu Christi hat, wie Ich Eurer Heiligkeit vor Gott bezeuge, mit diesen Umtrieben nichts zu thun, auch nicht die Wahrheit, zu deren von Eurer Heiligkeit angerufenem Panier Ich Mich rückhaltslos bekenne.

Noch eine Aeußerung in dem Schreiben Erer Heiligkeit kann ich nicht ohne Widerspruch übergehen, wenn sie auch nicht auf irrigen Berichterstattungen, sondern auf Eurer Heiligkeit Glauben beruht, die Aeußerung näm-

(101) 146

lich, daß Jeder, der die Taufe empfangen hat, dem Papste angehöre. Der evangelische Glaube, zu dem Ich Mich, wie Eurer Heiligkeit bekannt sein muß, gleich Meinen Vorfahren und mit der Mehrheit Meiner Unterthanen bekenne, gestattet uns nicht, in dem Verhältniß zu Gott einen anderen Vermittler als unseren Herrn Jesum Christum anzunehmen.

Diese Verschiedenheit des Glaubens halt Mich nicht ab, mit Denen, welche den unseren nicht theilen, in Frieden zu leben und Eurer Heiligkeit den Ausdruck Meiner persönlichen Ergebenheit und Verehrung darzubringen.

Wilhelm

10. ローマ教皇・ドイツ皇帝往復書簡のフランス語訳

フランス語訳の特色

第6章で検討したように、鮫島が翻訳に利用した往復書簡のフランス語訳は、1873年10月16日にパリの主要新聞が一斉に掲載したアヴァス通信の配信記事であった。ここでは、便宜上、『ル・タン』紙10月16日号掲載分によって翻刻する。

翻刻を掲げる前に、このフランス語訳は両書簡ともドイツ語原文に沿った逐語訳であることを指摘しておきたい。ただし、教皇書簡については、多少原意がゆがめられている箇所を3例、挙げることができる。ドイツ語原文の元であるイタリア語原文にさかのぼって比較しよう。

第1例:

e <u>non lodi</u> la severità delle misure contro la Religione Cattolica.

(〔陛下は〕カトリック教に対する厳しい施策を<u>称賛しておられない</u>〔と聞いております〕)

die Härte der Maßregeln wider die katholische Religion nicht gutheißen.

(〔陛下は〕カトリック教に対する厳しい施策を<u>承認しておられない</u>〔と聞いております〕)

blâme la rigueur des mesures prises contre la religion catholique.

(〔陛下は〕カトリック教に対する厳しい施策を非難しておられる〔と聞い

145 (102)

ております]

第2例:

come poi si prosegue dal suo Governo <u>nel cammino intrapreso</u> che moltiplica le misure di gigore contro la Religione di G. Cristo, che mentre recano tanto pregiudizio alla medesima

(陛下の政府が既に踏み入れた路線の上に、イエス・キリストの宗教に対する厳しい施策を拡大し続け、それによって同宗教に重大極まる危害を加え続けるのを)

daß Ihre Regierung <u>auf den eingeschlagenen Bahnen</u> fortfährt, die rigorosen Maßregeln gegen die Religion Jesu Christi <u>immer weiter</u> auszudehnen, und letztere hierdurch so schwer schädigt

(陛下の政府が<u>既に踏み入れた路線の上に、</u>イエス・キリストの宗教に対する厳しい施策を<u>ますます</u>拡大し続け、そうすることでこれに重大極まる危害を加え続けるのを)

que son gouvernement continue à étendre <u>de plus en plus</u> les mesures de rigueur <u>prises par lui</u> contre la religion de Jésus-Christ et à nuire par là si gravement à cette religion

(陛下の政府がイエス・キリストの宗教に対して<u>取ってきた</u>厳しい施策を <u>ますます</u>拡大し続け、そうすることでこの宗教に重大極まる危害を加え続 けるのを)

第3例:

giacchè chiunque è battezzato appartiene <u>in qualche parte, e in qualche modo</u> che non è luogo a spiegare, appartiene, <u>dissi</u>, al Papa.

(なぜなら、洗礼を受けた者すべては、<u>いかなる立場でも、またいかなる</u> <u>仕方でも</u>、いまその説明する場合ではありませんが、間違いなく、教皇に 属するのですから)

Denn Jeder, welcher die Taufe empfangen hat, gehört <u>in irgend einer</u> Beziehung <u>und in irgend einer Weise</u>, welche hier näher darzulegen nicht der Ort ist, gehört, <u>sage ich</u>, dem Papste an.

(なぜなら、洗礼を受けた者すべては、<u>いかなる関係でも、またいかなる</u> <u>仕方でも</u>、いまその説明する場合ではありませんが、<u>間違いなく、</u>教皇に

(103)

属するのですから)

car tous ceux qui ont reçu le baptême appartiennent au Pape, <u>à quelque</u> point de vue que l'on se place ou de quelque façon que ce soit, sans que j'aie à m'expliquer ici à cet egard.

(なぜなら、洗礼を受けた者すべては、<u>いかなる観点からであれ、いかなる仕方であれ、</u>いまその説明する必要はありませんが、教皇に属するのですから)

すなわち、第1例では、教皇の温厚な表現を厳しい表現に改め、第2例では、原文の「auf den eingeschlagenen Bahnen」(既に踏み入れた路線の上に)を訳出せず、文意を弱めている。また、第3例でも、フランス語訳はドイツ語原文の強調の挿入句である「sage ich」(間違いなく、イタリア語原文では dissi)を訳出せず、これも文意を弱めている。

皇帝書簡のフランス語訳は、ドイツ語原文の第4段落中の den Feinden jeder staatlichen Ordnung(国家秩序全体の敵ども)を les ennemis de tout ordre(あらゆる類いの敵ども)と誤訳している箇所をのぞけば、ドイツ語原文を忠実に訳している。

教皇書簡のフランス語訳

以下に、まず、教皇書簡のフランス語訳を掲げ、引用者の日本語訳を付す。 段落は引用者による。

【教皇書簡仏訳】

Vatican, le 7 août 1873.

Sire,

Toutes les mesures que le gouvernement de Votre Majesté a prises depuis quelque temps ont de plus en plus pour but de détruire le catholicisme. Quand je me demande à moi-même quelles peuvent être les causes de ces rigoureuses mesures, je reconnais que je ne suis pas en état d'en trouver une seule. D'un autre côté, on me dit que Votre Majesté n'approuve pas la conduite de son gouvernement et blâme la rigueur des mesures prises contre

143 (104)

la religion catholique.

Mais s'il est vrai que Votre Majesté ne les approuve pas (et les lettres que Votre Majesté m'a adressées autrefois me semblent prouver suffisamment que vous ne pouvez pas approuver ce qui se passe actuellement); si, dis-je, Votre Majesté n'approuve pas que son gouvernement continue à étendre de plus en plus les mesures de rigueur prises par lui contre la religion de Jésus-Christ et à nuire par là si gravement à cette religion, Votre Majesté n'arrivera-t-elle pas alors à se convaincre que ces mesures n'ont d'autre effet que de miner son propre trône?

Je parle avec franchise, car ma bannière est la vérité. Je parle pour remplir un de mes devoirs, qui consiste à dire la vérité à tous, et même à ceux qui ne sont pas catholiques; car tous ceux qui ont reçu le baptême appartiennent au Pape, à quelque point de vue que l'on se place ou de quelque façon que ce soit, sans que j'aie à m'expliquer ici à cet egard. x

Je suis persuadé que Votre Majesté accueillera mes observations avec sa bonté accoutumée et prendra les mesures nécessaires dans la circonstance présente. En faisant agréer à Votre Majesté l'expression de mon dévouement et de mon respect, je prie Dieu d'embrasser Votre Majesté et moi dans une même compassion.

PIE IX.

(和訳)

1873年8月7日 バチカン

陛下

陛下の政府はしばらく前から、あらゆる策を講じてカトリック教を破壊しようと、その目的をますます顕わにしています。これらの厳しい施策の原因はどのようなものかと自問しても、なにひとつ見出すことが出来ません。他方、私は陛下が政府の行動を承認せず、カトリックに対する厳しい施策を非難しておられると聞いています。

しかし、もし、陛下がそれらを承認しないならば(陛下がかつて私に送って 来られた書簡はいずれも、現在進行している事態を陛下が承認しえないことを

(105)

十分に証明しているように思われますが)、そうです、もし陛下の政府がイエス・キリストの宗教に対する厳しい施策をますます拡大し続け、それによってこの宗教に重大極まる危害を加え続けるのを、陛下が承認されないのであれば、こうした施策は陛下ご自身の玉座を蝕む結果しか招かないという確信に到達されるのではないでしょうか。

率直に申し上げます。なぜなら、私の旗は真理なのですから。私の義務のひとつ、万人に真理を語るという義務を果たすために申し上げます。なぜなら、洗礼を受けた者すべては教皇に属するのですから。どのような観点に立つにせよ、またどのような形にせよ、です。この点を今説明する必要はありません。私は、陛下が日頃の親切をもって、私の所見を歓迎され、現在の状況下に必要な対策を講ぜられることと確信しております。陛下に私の忠誠と尊敬の念を表明しつつ、神が陛下と私を同じ憐れみなかに抱擁して下さること祈ります。

ピウス9世

この教皇書簡中で「陛下がかつて私に送って来られた書簡」(les lettres que Votre Majesté m'a adressées autrefois)と述べている書簡の一つに、ヴィルヘルム 1 世が1866年12月13日付でピウス 9 世に送ったフランス語書簡がある。ビスマルクによる教会弾圧が厳しくなる以前のもので、カトリック教会の首長たる教皇の地位を認め、その職務遂行の安全と独立を守るために、プロイセンと友好的なドイツ諸邦に呼びかけることを約束している。そのフランス語原文を掲げ、和訳を付す。

Très Auguste Pontife.

La lettre que Votre Sainteté m'a écrite le 1 er Novembre m'a causé une émotion pleine de reconnaissance. En m'attribuant la sympathie et l'intérêt le plus vif pour Sa personne et pour tout ce qui La concerne, Votre Sainteté n'a fait que rendre justice à mes sentiments. Les institutions sacrées de l'Eglise dont Votre Sainteté est le véritable Chef, répandent leurs bénédictions sur une grande partie de mes sujets, mais, indépendamment du caractère auguste de Sa charge, Votre Sainteté a su Se concilier par Ses vertus le respect et l'affection de tous, et je me sens douleureusement affecté en voyant Son

141 (106)

âme en proie à des inquiétudes et à des soucis que Votre Sainteté éprouve bien moins à l'égard de Sa personne que de la sainte autorité que Lui a été confiée. Puisse la Providence divine indiquer un chemin qui fasse trouver l'issue des difficultés présentes. Parmi les princes chrétiens il n'en est aucun, j'en suis convaincu, qui ne s'unisse à moi dans ce voeu et dans cette prière, et qui ne fût disposé à coopérer à la sureté du Chef vénérable de l'Eglise Catholique et à Lui assurer cette indépendance qui Lui permette d'exercer dans l'intérêt général de Son Eglise et de l'humanité les devoirs de Sa haute et sainte vocation, et c'est avec empressement que je me servirai, à cet effet, de l'influence que mes conseilles pourraient exercer auprès des Souverains alliés et amis de la Prusse.

Je prie Votre Sainteté d'agréer l'expression de ma constante amitié et de ma haute estime. (48)

(和訳)

教皇猊下

聖下が11月1日にお書きくださいました書簡により感謝の気持ちで一杯なりました。聖下のご人格とそれにかかわる全てに対する私の共感と深甚なる関心をお認めくださり、私の気持ちをまさに正しく評価して下さいました。聖下が真の首長であらせられる教会の宗教諸施設は我が臣民の大多数にその恩恵を広めております。しかしながら、聖下の職務の峻厳なる性格とは離れて、聖下はそのご人徳により万人の尊敬と愛着を見事に勝ち得てこられました。そして私は、聖下がご人格の面よりははるかに、その任にあられる神聖なる権威の面において、聖下の御魂が不安と心配に苛まれておられるのを拝察し、心を傷めております。どうか、神の摂理が現下の諸困難からの出口を見つけさせる道を示しますように。私は確信しております。キリスト教徒の諸侯のなかで、この願いとこの祈りにおいて、私と心を一にしない者はひとりもおりません。また、カトリック教会の畏敬すべき首長の安全に力を合わせ、聖下の教会と人類の公益のために聖下の高貴かつ神聖なる職務の遂行を可能ならしめる独立を聖下に保証することに、遅れをとる者も誰一人おりません。したがって、そのために、私はすぐさま、懸命に、プロイセンと同盟する友邦の諸元首にたいして、

(107)

私の助言が及ぼしうる影響力を行使致します。

聖下には、私の変わらぬ友情と深い敬意の気持ちをご嘉納くださいますよう。

ドイツ皇帝書簡フランス語訳

次に、皇帝書簡のフランス語訳をその和訳とともに示す。段落は引用者による。

【皇帝書簡仏訳】

Berlin, le 3 septembre 1873.

Je me réjouis que Votre Sainteté m'ait fait comme autrefois l'honneur de m'écrire. Je m'en réjouis d'autant plus que vous me fournissez ainsi l'occasion de rectifier les erreurs qui, d'après la lettre de Votre Sainteté, en date du 7 août, ont dû se produire dans les rapports qui vous sont parvenus touchant les affaires d'Allemagne. Si les rapports qui ont été faits à Votre Sainteté sur les affaires d'Allemagne ne contenaient que la vérité, Votre Sainteté n'aurait pas pu penser que mon gouvernement suivît une voie non approuvée par moi.

La constitution de nos Etats est telle qu'il ne peut pas en être ainsi, car les lois et les mesures gouvermentales ont besoin, en Prusse, de mon assentiment royal. Une partie de mes sujets catholiques a organisé, à mon grand regret, depuis deux ans, un parti politique qui cherche à troubler, par des menées hostiles à l'Etat, la paix religieuse qui règne en Prusse depuis plusieurs siècles. Malheureusement plusieurs prélats catholiques ont non-seulement approuvé ce mouvement, mais encore ils y ont aussi pris part jusqu'à s'opposer ouvertement aux lois existantes. Votre Sainteté aura remarqué que des faits semblables se produisent actuellement dans plusieurs Etats européens et dans quelques Etats d'outre-mer.

Je n'ai pas à rechercher les causes qui peuvent engager les prêtres et les fidèles de l'une des religions chretiennes à soutenir les ennemis de tout ordre dans leur lutte contre l'Etat; mais mon devoir est de protéger la paix et de

139 (108)

sauvegarder le respect dû aux lois dans les Etats dont le gouvernement m'a été confié par Dieu. Je sens que je dois compte à Dieu de la manière dont je remplis ce devoir royal. Je défendrai l'ordre et les lois dans mes Etats contre toute attaque, tant que Dieu me donnera le pouvoir.

En ma qualité de monarque chrétien, je suis tenu, à mon grand regret, de remplir aussi ce devoir royal contre les serviteurs d'une Eglise qui, je le suppose, ne reconnaît pas moins que l'Eglise évangélique 1'obligation d'obéir à l'autorité temporelle comme à une émanation de la volonté divine qui nous est révélée. Un certain nombre d'ecclésiastiques soumis à Votre Sainteté renient, à mon grand regret, en Prusse, la doctrine chrétienne à ce point de vue et mettent mon gouvernement, qui est appuyé par la grande majorité de mes peuples, tant catholiques qu'évangéliques, dans la nécessité de veiller à l'observation des lois par des moyens temporels.

Je me plais à espérer que Votre Sainteté, une fois instruite du véritable état des choses, voudra bien employer son autorité pour mettre fin à une agitation fomentée à la faveur d'une déplorable falsification de la vérité et d'un abus de l'influence ecclésiastique. La religion de Jésus-Christ n'a, comme je le jure devant Dieu à Votre Sainteté, rien à faire avec ces menées; il en est de même de la vérité et je me range sans aucune réserve sous sa bannière invoquée par Votre Sainteté.

La lettre de Votre Sainteté contient encore une assertion que je ne puis laisser passer sans protester, bien qu'elle ne repose pas sur des rapports erronés, mais sur la foi de Votre Sainteté. D'après cette assertion, quiconque a reçu le baptême appartiendrait au Pape. Or, la foi évangélique que je professe, ainsi que mes ancêtres, avec la majorité de mes sujets, comme Votre Sainteté doit le savoir, ne nous permet pas d'admettre, dans nos rapports avec Dieu, d'autre intermédiaire que Notre-Seigneur Jésus-Christ. Cette différence de croyance ne m'empêche pas de vivre en paix avec ceux qui ne partagent pas notre foi et de faire agréer à Votre Sainteté l'expression de mon dévouement et de mon respect personnel.

GUILLAUME.

(109)

聖下より尊翰を以前同様に賜り、うれしく存じます。聖下の8月7日付書簡から、ドイツ問題に関して聖下のもとに届いた諸報告中に生じていたに違いないと思われます誤りをお直しする機会をこのようにお与え下さいましただけに、一層うれしく存じます。もし、ドイツ問題に関して聖下になされた諸報告が真実しか含まなかったとすれば、我が政府が私の承認しない道に進んでいるなどと、お考えになることは出来なかったでしょう。

我々の諸邦共通の憲法は、そのような事態がありえないものです。なぜなら、プロイセンでは諸法律と政府の施策は国王たる私の同意を必要とするからです。大変遺憾なことに、二年前、我がカトリック臣民の一部が一政党を組織し、その党は以来、国家を敵視する策動によって、幾世紀ものあいだプロイセンを支配してきた宗教的平和を混乱に陥れようと努めてきました。不幸なことに、高位のカトリック聖職者たちのなかに、この運動を承認するばかりか、運動に加わって公然と既存の諸法律に反対するものも現れました。聖下は同様の事態が現在ヨーロッパ諸国の多くに、また海外の若干の国々に生じていることを御存知でしょう。

私はいかなる原因が、諸キリスト教のひとつに属する聖職者と信者をして、 国家に対して戦いをいどむあらゆる類いの敵どもの支援に向かわしめるのか、 穿鑿する必要を覚えません。私の義務は、私が神から統治を任された諸邦において、平和を庇護し、遵法精神を保護することです。私はこの国王たる義務を いかにして果たすか、神に対して責任を感ずるのです。私は神が私に権能を与 えるかぎり、我が諸邦における秩序と諸法をあらゆる攻撃から守るつもりで す。

我々に啓示される神の意志の発現と同様に、世俗的権威にも服従する義務を 認めることにおいては、福音教会に劣らないと推察しております教会の奉仕者 たちに対して、私はキリスト者たる君主の資格において、まことに遺憾なが ら、国王たるこの義務を果たさねばなりません。聖下に服従する聖職者のなか には、大変遺憾なことに、この観点に関して、キリスト教の教説を否認し、カ トリック、新教を問わず我が人民の大多数の支持を得ている政府をして、諸法 律の遵守を、世俗的手段によって監視する必要に至らしめる者たちが、相当数 います。

聖下におかれては、一旦事態の真相をお知りになった以上、真実のひどい歪曲と聖職地位の乱用を誘発する策動を終わらせるために、どうか聖下の権威を振るわれんことを心より希望いたします。イエス・キリストの宗教は、神の御前に聖下に宣誓します、このような陰謀とは無関係です。真実も同様です。私は聖下の言及された真実の旗のもとに無条件で列ぶ者です。

聖下の書簡には、誤った報告ではなく聖下の信念に基づく、抗議せずに見過ごすことのできない断言が含まれています。この断言によれば、洗礼を一旦受けた者は誰であれ教皇に属する、とあります。ところが、我が先祖と同じように、そして聖下は御存知のはずですが、我が臣民の大多数とともに、私の信奉する福音の信仰は、神と我々との関係において、我等が主イエス・キリスト以外の仲介者を認めることを我々に許しません。このように信仰するところに違いはありこそすれ、私は我々の信仰を共有しない人々と平和に暮らし、また、聖下に私の忠誠と私の内なる尊敬の念を表し奉ります。

ギヨーム

註

- (1) 犬塚孝明(1999)「明治初期対ヨーロッパ外交の形成と在外公館事務」『明治維新 と西洋国際社会』(吉川弘文館、明治維新史学会編)、161~165頁参照。
- (2) 本稿では『米欧回覧実記』(一) ~ (五)、田中彰校注、岩波文庫、1977~1982、 を使用する。
- (3) 中村敬字「擬泰西人上書」『新聞雑誌』明治5年8月付録掲載(明治文化全集第23巻思想篇所収「敬字先生上書」のうち)、および森有礼『日本宗教自由論』(Arimori Mori, *Religious freedom in Japan*. November 25, 1872. 明治文化全集第19巻宗教篇所収)。
- (4) 家近良樹 (1998) 『浦上キリシタン流配事件 キリスト教解禁への道』吉川弘文 館、198頁。
- (5) たとえば、欧州最初の訪問国イギリスの場合、1872年8月17日にロンドンへ到着するや、岩倉は8月25日(明治5年7月22日)に、大久保利通、鮫島、伊藤博文、山口尚芳、木戸孝允、寺島宗則(鮫島より)に対して、対英交渉準備会議を召集し、

(111) 136

「使節一同寺島鮫島両弁務史同席評議之事」のひとつに、「宗旨之儀に付申出候砌答振 之事」を示している(岩倉具視書簡、木戸孝允宛、明治5年7月21日付、『岩倉具視 関係文書五』166~167頁)。1872年11月27日、外相グランヴィルとの会談で岩倉は、 「政事上害なきものは之を咎」めず、キリシタン禁制を最終的には解除するつもりで ある、と答えている。石井孝(1977)、77頁。

- (6) 安丸良夫・宮地正人(1988)『宗教と国家』(日本近代思想体系5、岩波書店)所収「浦上キリシタン弾圧に関する対話書(明治二年十二月)」、308~311頁。
- (7) 安丸良夫・宮地正人(1988) 所収「アダムス書輸における岩倉の天皇制見解(明 治四年十月)、314~316頁。
- (8) 鈴江英一(2000)『キリスト教解禁以前 切支丹禁制高札撤去の史料論』岩田書院、97~103頁。
- (9) 家近良樹 (1998)、192~197頁。山崎渾子 (2006) 『岩倉使節団における宗教問題』 (思文閣出版)「II-2ヨーロッパ歴訪と宗教観の変化」(130~153頁) は明治6年2月 の高札撤去、翌月の浦上キリシタンの「流配地からの解放」を「岩倉使節団の外交交 渉の成果としての漸進主義のプロセス」と捉え、「使節団の宗教的体験は、さまざま なかたちで使節団メンバーや久米らの宗教についての考え方にひとつの変化を与えた 契機となった」(140頁) と評価している。しかし、岩倉、木戸、久米いずれも、欧米 滞在中に西欧近代文明とキリスト教の関係に対して認識を深めたとしても、三者において宗教観(反キリスト教)の変化は認めがたい。
- (10) 鈴江英一 (2000)、133~155頁。
- (11) 安丸良夫·宮地正人(1988)、468頁。
- (12) 松田清 (2019) 『京の学塾 山本読書室の世界』 (京都新聞出版センター) 所収 「付説 山本読書室岩倉具視関係史料について」参照。
- (13) 犬塚孝明(2002)「黎明期日本外交と鮫島尚信」『鮫島尚信在欧外交書簡録』(鮫島文書研究会編、松田清・横山俊夫責任編集、思文閣出版)所収、および犬塚孝明(1986)『森有礼』(吉川弘文館、人物叢書)参照。
- (14) 佐藤進書簡、岩倉具視宛、明治6年6月24日付、『岩倉具視関係文書五』301~304頁所収。順天堂医院3代目となる佐藤進は明治2年6月から8年7月まで6年間、ドイツに留学した。佐藤が岩倉に伝えた「御養生法」は「第一 飲食に度ある事」「第二 勉めて運動する事」「第三 房労に遠かる事」「第四 精神を保養する事」の4条からなる。

135 (112)

- (15)『鮫島尚信在欧外交書簡録』原文篇89頁、翻訳篇325頁。
- (16) 『青木周蔵自伝』(板根義久校注、平凡社、東洋文庫、1970) 参照。
- (17) 北白川龍久親王(1847~1895)。明治3年12月プロイセン留学に出発し、明治10年7月に帰国した。青木周蔵書簡、岩倉具視宛、明治6年6月26日および7月10日付、『岩倉具視関係文書五』306~310頁参照。
- (18) 『岩倉具視関係文書五』 323~324頁。
- (19)『鮫島尚信在欧外交書簡録』原文篇152~153頁、翻訳篇387頁。
- (20) 『鮫島尚信在欧外交書簡録』原文篇152-153頁所収フランス語書簡〔275〕参照。
- (21) 『米欧回覧実記』(三)、387頁。『岩倉公実記』中巻、「具視独逸皇帝ニ謁見ノ事」 1035~1037頁。
- (22) 岩倉翔子 (1997) 『岩倉使節団とイタリア』 (京都大学学術出版会) 93頁。
- (23) 岩倉翔子 (1997) 126頁は教皇庁紙「オッセルヴァトーレ・ロマーノ」1873年5月 14日号の岩倉使節団ローマ到着を報じる短い記事が、使節団の目的を通商交渉と断定している点は「当時の日伊関係におけるイタリアの関心の所在を端的に反映している」と指摘する。
- (24) 石井孝(1977)『明治初期の国際関係』吉川弘文館、93頁。
- (25) 小川仁氏(国際日本文化研究センター機関研究員) はこの在ヴェネツィア日本総 領事館「明治六年公信往復輯」を発見され、筆者にその復写を提供してくださった。 厚く御礼申し上げる。
- (26) 岩倉翔子 (1997) 96~97頁参照。中山総領事の着任月日は新資料、在ヴェネツィア日本総領事館「明治六年公信往復輯」所収「第壱号」公信(明治六年三月八日於ウェニース 中山総領事/副島外務卿殿/上野外務少輔殿)による。
- (27) シラブス『誤謬表』の解釈について、桜井健吾 (2021)「1864年のシラブスとマインツ司教ケテラー-カトリックは近代世界と共存できるかー」(南山経済研究、第36巻第1号) および桜井健吾 (2020)「〈資料〉W.E.フォン・ケテラー『1866年の戦争後のドイツ』(1867年)(その3)」は、『誤謬表』の列挙する80命題がすべて「~は誤りである」という特徴ある文体で非難されているので、非難された各命題の歴史的文脈に即して限定的に解釈すべきであって、拡大解釈によって教皇の非難を一般化すべきではない、とするケテラー(Wilhelm Emmanuel von Ketteler, 1811-1877) およびデュパンルー(Félix Dupanloup, 1802-1878)の解釈法を詳説している。桜井健吾(2021)はこの方法によって、ピウス9世は自由主義者の主張する無制限の自由主義

を非難し、使徒的伝承としての信仰の教義 (ドグマ) を受け入れる真の自由主義を守るうとした、と解釈すべきであるという $(6 \sim 7 \text{ p})$ 。

- (28) 山口知一(1977)『近代政治史とカトリシズム』(有斐閣)、61頁。
- (29) 桜井健吾 (1992)「ドイツ文化闘争について (1871-1887)」(南山経済研究、第6巻 第3号)、186~189頁による。
- (30) 以下、桜井健吾(1992)、190~196頁による。
- (31) "Ein Geistlicher oder anderer Religionsdiener, welcher in Ausübung oder in Veranlassung der Ausübung seines Berufes öffentlich vor einer Menschenmenge oder welcher in einer Kirche, oder an einem anderen zu religiösen Versammlungen bestimmten Orte vor mehreren Angelegenheiten des Staates in einer den öffentlichen Frieden gefährdenden Weise zum Gegenstande einer Verkündigung order Erörterung macht, wird mit Gefängniß oder Festungshaft bis zu zwei Jahren bestraft." —E.R. Huber, W. Huber (1976), Staat und Kirche im Zeitalter des Hochkonsitutionalismus und des Kulturkampfs 1818–1890. Berlin, p. 528.
- (32) Kulturkampf(文化闘争)は当時フランス語訳では combat pour la civilisation(文明のための闘争)と訳され、進歩と啓蒙の概念を含んでいた。攻撃を受けたカトリック教会は宗教的迫害(religiōse Vervolgung、persécution religieuse)と捉えた。しかし、中央党の創立者の一人で、反 Kulturkampf の理論家マインツ司教ケテラーの仏訳論文集は、『文化闘争 ドイツにおける宗教闘争』 Mgr von Ketteler, *Le culturkampf ou la lutte religieuse en Allemagne*. Paris, Haton, 1875. のごとく、lutte religieuse(宗教のための戦い)の副題を持つ。
- (33) 以上 9 紙の検索はフランス国立図書館電子図書館 Gallica 掲載の各紙デジタル版による。
- (34) 横山俊夫 (2002)「フレデリック・マーシャルと鮫島尚信」『鮫島尚信在欧外交書 簡録』603頁。
- (35) 『鮫島尚信在欧外交書簡録』原文篇102~105頁、翻訳篇341~343頁。
- (36) https://books.google.bj/books?id= 4 rUOAAAAIAAJ&pg=PA875&focus=viewpo rt&hl=fr&output=html_text
- (37) *Revue catholique*. Nouvelle série. Tome X. Louvain, Aux Bureaux de la Revue, Ch. Peeters; Paris, C. Dillet. 1873, pp. 642–644.
- (38) Revue catholique, p. 644.

133 (114)

- (39) 以下の引用は The Times Digital Archive Gale. による。
- (40) Francis A. Arlinghaus (1949), "British Public Opinion and the Kulturkampf in Germany, 1871–1875." The Catholic Historical Review, Vol. XXXIV, No. 4. pp. 397–400.
- (41) Georg Badenoch (ed.), Ultramontanism: England's Sympathy with Germany and Germany's Response, London, 1874.
- (42) このときシェヌロンが議会王党派連合の委員会に報告した、シャンボール伯との会談内容は1874年6月18日に議事録に記載されるまで、公表されなかった。1874年7月2日の正統王朝派の『リュニオン』紙は、勅選による貴族院と普通選挙による国民議会の2院制に基づく穏健王政を唱えるシャンボール伯の新しいマニフェストを掲載したが、もはや政治的反響はなかった。P. ラルース『19世紀百科辞典』(Pierre Larousse, Grand dictionnaire universel du XIXe siècle.) 第16巻 (1875) 495頁、Chambord 伯爵項目、による。
- (43) P. ラルース『19世紀百科辞典』前掲箇所。
- (44) ゲルマン諸族の国王のなかで最初にカトリックに改宗した初代フランク国王クローヴィス1世(465頃~511)の言葉とされる「フランク族を愛するキリスト万歳」に由来する。
- (45) しかし、その後の議会選挙はすべて共和派の勝利に終わり、マク・マオンは1879 年1月、任期終了を待たずに辞職した。
- (46) イタリア語原文は N. Siegfried (1882), Actenstücke betreffend den preußischen Culturkampf. pp. 197-198による。
- (47) マンハイム大学図書館デジタル図書館電子版(https://digi.bib.uni-mannheim.de/periodika/reichsanzeiger/ausgaben/1873/5/242)による。E.R. Huber, W. Huber (1976), pp. 616-618. は往復書簡を N. Siegfried (1882) から転載している。N. Siegfried (1882) の両書簡ドイツ語テキストは正書法が『ドイツ帝国官報』と異なり、Eurer Majestät の代わりに Ew. Majestät を、Eurer Heiligkeit の代わりに Ew. Heiligkeit を使用している。ここでは『ドイツ帝国官報』の初出記事を翻刻した。
- (48) E. Schmit, Bismarcks Kampf mit dem plolitischen Katholizismus. Teil I, Hamburg, 1942. pp. 242-243. 脚注による。E.R. Huber, W. Huber, Staat und Kirche im Zeitalter des Hochkonsitutionalismus unde des Kulturkampfs 1818-1890. Berlin, 1976. pp. 115-116. はそのドイツ語訳を収録している。

(115)